

慶長年間の日本における洋式帆船の建造年譜資料

1. ウィリアム・アダムスの2隻の洋式帆船

- 1) ウィリアム・アダムスの書簡・・・・・・・・・・ 2
- 2) 海槎録・・・・・・・・・・ 7
- 3) 大日本史料十二之七〔ドン・ロドリゴ・デ・ビベロー報告 第1章〕
・・・・・・・・・・ 11
- 4) 大日本史料十二之七〔参考 慶長見聞集〕・・・・・・・・ 12
- 5) 大日本史料十二之八〔和蘭東印度商会史 二〕・・・・・・・・ 15

2. 日本人の造ったサン・セバスチャン号

- 1) 大日本史料十二之九〔異国日記〕・・・・・・・・ 17
- 2) 大日本史料十二之九〔西班牙国セビーヤ市印度文書館文書〕
家康から新イスパニヤ副王への書翰・・・・・・・・ 17
- 3) ドン・ロドリコ日本見聞録 ビスカイノ金銀島探検報告・・・・・・・・ 18
- 4) ベアト・ルイス・ソテロ伝・・・・・・・・ 30
- 大日本史料十二之十二〔アマチ編伊達政宗遣使録〕・・・・・・・・ 32

3. 伊達政宗のサン・ファン・バプチスタ号

- 1) 大日本史料十二之十二〔アマチ編伊達政宗遣使録〕・・・・・・・・ 34
- 2) 大日本史料十二之十二〔伊達貞山治家記録 23〕・・・・・・・・ 35
- 3) 大日本史料十二之十二〔セバスチャン・ビスカイノ金銀島探検報告 第12章〕
・・・・・・・・ 37
- 4) 大日本史料十二之十二〔西班牙国シマンカス文書館文書〕
ルイス・ソテロよりイスパニヤ王への書翰・・・・・・・・ 39
- 5) 大日本史料十二之十二〔アマチ編伊達政宗遣使録 第16章〕・・・・・・・・ 41
- 6) 大日本史料十二之十二〔西班牙国セビーヤ市インド文書館文書〕
新イスパニヤ総督グワダルカサル侯より国王への書翰・・・・・・・・ 42
- 7) 大日本史料十二之十二〔西班牙国セビーヤ市インド文書館文書〕
ルイス・ソテロよりセビーヤ市への書翰・・・・・・・・ 43

4. 慶長洋式帆船に関連した年譜・・・・・・・・ 45

5. 伊達政宗の慶長遣欧使節船 建造と船旅 Bibliography・・・・・・・・ 53

1. ウィリアム・アダムスの 2 隻の洋式帆船

1) ウィリアム・アダムスの書簡

「16 世紀及び 17 世紀における日本帝国の記録」、トーマス・ランドルによる編集、その注意書き付き、1850 年、ロンドン、ハクルート協会

“MEMORIALS OF THE EMPIRE OF JAPON: in the XVI and XVII centuries” edited, with notes, by Thomas Rundall, 1850, London: printed for the Hakluyt Society

「PART II. ウィリアム・アダムスの書簡。1611 年から 1617 年。

PART II. The letters of William Adams. 1611 to 1617

序言

ウィリアム・アダムスによって英国に送られた最初の書簡の宛名書きは次のようになっている「私の未だ知らざる友人達と同胞達へ：本書簡の情報あるいは書状の写しによって、貴殿達のお陰をもって、ライムハウス(LIMEHOVSE)か、あるいはケント(KENT)のロチェスター(ROCHESTER)の近くのジリングガム(GILLINGHAM)かその辺りの誰かの手に渡ることを望みつつ」

第 1 の書簡

23p

・・・1600 年 2 月 23 日頃、私がそれまでに経験した、最もすさまじい風雨を伴った嵐となった。その嵐の中で僚船を失ったことは、我々にとって大変残念であったが、日本において出会う望みを持って、日本へ行くという以前の意図に従った。そして緯度 30 度において、前述の島の最北の(?)岬を探したが見つからなかった。それは、全ての海図(card、訳註：chart と考える)、地図、地球儀において間違った所に置かれている理由によるものであった。というのは、この岬は 35.5 度にあり、これは大きな間違いである。(訳註：30 度は屋久島の南に当たり、35.5 度は福島県に当たる) 4 月 19 日、32 度において、ついに陸地が見えた。従って、セント・マリア岬(訳註：南米チリ沖の南緯 37 度に在る無人のサンタ・マリア島のこと)と日本との間に、我々は 4 か月と 22 日間居たことになる。この時、自分の足で立つことが出来た者は私の他に 6 人居ただけであった。そして、豊後(Bungo)と呼ばれる場所から約 1 リーグ(訳註：約 3 マイルで 4.8km に当たる)の所に無事に投錨した。(訳註：ユリウス暦で 1600 年 4 月 19 日、従ってグレゴリオ暦で 4 月 29 日、慶長 5 年 3 月 16 日に豊後臼杵の黒島にリーフデ号到着) その時、我々に向かって多くのボートがやって来た。抗うことも出来ず、乗船することを許したが、人々は我々に害を加えることは無かった。しかしお互いに理解をし得なかった。我々の到着の 2・3 日後に、マカオのカラック船が毎年来航する長崎(Langasacke)という場所から一人のイエズス会士が、我々との通訳をする他のキリスト教徒である日本人達と共にやって来たが、不倶戴天の敵の通訳(truchman)であり、我々にとってこれは良い事ではなかった。しかしながら、我々が到着した場所の豊後の王は我々に大いなる友情を示した。我々が豊後に着いた時、4 人の病人がおり、全員で 20 人であったが、その人数の内の 3 人が死んだ。長い間病いで横たわっていた 3 人を除いて、残りの

大部分が助かったが、これら 3 人はまた、結局のところ死んだのであった。我々がそこに居た時に、皇帝(訳註：家康のこと)が我々のことを聞き、私を、豊後から約 80 英国リーグ(訳註：384km)離れた、その殿下が居る宮廷に連れて行くために、間もなく 5 隻のガレー船、すなわちフリゲート船(frigigate、訳註：いわゆる 18 世紀に言うところのフリゲート艦ではなく、小型の船を指す。帆を有する小^こ早^{はや}を)を送って来た。そこで、私が彼の前に出ると直ぐに、我々は何処の国の者かと尋ねた。私は全ての点に答え、国と国の間の戦争と平和のどちらに関しても、彼が詰問しないものは無かった。個々の事柄について此处で書くことは冗長になる。そして今回は、私の世話をするために一緒に来た船乗り達の一人と共に、よく使いこまれた牢屋に入れられた。

二日後に、皇帝は再び私を呼び、このように遠方に来た理由を問い質した。私は次のように答えた。「我々は全ての国とあらゆる友好を求め、交通によって、我が国が産する商品を見知らぬ土地に供給するために、全ての国と交易をする国民である。」彼はまた、スペイン人、あるいはポルトガル人と我が国との戦争、そしてその理由についても問いただした。私は、彼が理解できるように全ての事を話したところ、彼はそれを聞いて喜んだように私には思えた。結局また収監されることを命じられたが、私が住む所は、以前の所よりも良かった。そして、何の知らせも、我々の船の事も、船長の事も、彼が病から回復したかどうか、残りの同僚達のことも聞くこと無く、39 日間牢獄に居た。その時、私は毎日死と向かい合っていた。・・・その収監の長い間、イエズス会士達とポルトガル人達は、我々が全ての国に対する泥棒であり、強盗であるという多くの事例を私に示し、また皇帝にも示した。自分達が生きることの困難が生じ、全ての国がやって来て泥棒を働くに違いなく、それは閣下及び閣下の土地の利益にも反することになるので、閣下の正義が行われれば、我が国(訳註：ポルトガル)以外は、疑いなく、恐れをなして、此处にはもう来なくなるであろうと、毎日のように皇帝に近づき、私の死を急がすための味方を手に入れた。しかし、神は常に慈悲深く在らせられ、我々に慈悲を示され、彼等の意図が我々に及ばないようになされた。ついに皇帝は、我々は彼にも、また彼の土地の何人にもいかなる危害も損害も為しておらず、我々を処刑することは道理と正義に反するという答えを彼等に与えた。我々の両国(訳註：英・葡)がお互いに戦争をしていても、それは彼が我々を処刑すべき理由ではなかった。それで彼等は落胆し、彼等の冷酷な意図は失敗に終わった。ここをもって、神は常に崇められたし。私が収監されているこの間に、船は皇帝が居た都市の近くに、(船を陸揚げする、growunding: 訳註：grounding で、船の揚陸修理のこと) ために持って行かれることが命じられ、そのように為された。41 日が過ぎ(訳註：グレゴリオ暦で 4 月 29 日+41 日=6 月 9 日)、皇帝は再度私を面前に連れて来させ、更に多くの事を私に尋ねたが、それは書くには長すぎる。最後に、彼は私の同胞達に会いに船に行きたいかどうかを質した。私は、喜んで行きたいと答え、そうした。そして私は出立し、収監から自由の身となった。ワクワクしてボートに乗り、我々の船に向かった。・・・そして 30 日が終わった時に、我々の船は、その時に皇帝が滞在していた大阪から 2.5 あるいは 3 リーグ(訳註：12~14.4km)ある堺と呼ばれる都市の前に停泊

していると、皇帝から、我々の船は関東と呼ばれる土地の最も東の部分に運ばれるべしという命令が来て、彼の命令に従って、我々は約 120 リーグ(訳註：576km)の距離を運ばれた。逆風のために、そちらへの航海は長くかかったので、皇帝は我々よりもずっと以前からそこに居た。皇帝が居る江戸の市に近い関東の地に来て、我々の船を安泰に保ち(get our ship cleare)、オランダ人達が交易をしている場所に行くために、嘆願を行って、あらゆる手段を探った。この嘆願のために、我々に与えられた多くの金を使った。またこの時、3・4 人の男が船長、そして私自身に対して反逆を起こしたので、彼等と大変に厄介なことになった。彼等はこれ以上船に留まりたくなくて、皆が指揮官になりたがったので、皇帝から与えられた金の一部を各人に渡さざるを得なかった。この仔細を記述することはあまりに長くなり過ぎるであろう。結局、金は各人の身分に応じて分けられた。ただ、このことは日本に居て約 2 年が経っており、我々が船を有するであろうことは無く、日本に留まることになるであろうという否定的な考えを持った時であった。各人の持ち分が分配され、各人それぞれが自ら最良であると思う道を選んだ。結局、皇帝は各人に対し、生計を立てるために、1 日当たり 2 ポンド(訳註：約 907g に相当する。16 世紀の英国における食料を含む一般物の重量として、1 ポンドは約 453.6g に相当した)の米、1 年にすると、11~12 デュカート(訳註：当時のヨーロッパに流通した貨幣単位で、英国では 1 デュカートは約 0.15~0.2 ポンドに相当し、都市部の熟練労働者の 1~2 ヶ月分の給料に当たったという:Wikipedia)を私自身、船長、そして船員全員に対し一様に、毎年与えた。

4~5 年が経過する間に(訳註：1600 年 4 月から数えると 1604 年または 1605 年、即ち慶長 9 年ないし 10 年となる)それまで何度もしたように、皇帝は私を呼んだ。或る時のこと、彼は私に、彼のために小型の船(small ship)を造らせようとした。私は大工(carpenter)ではなく、その知識を持っていないと私は答えた。よろしい、頑張ってみるがよい、たとえ良いものでなかろうとも問題は無いと彼は言った。そこで、彼の命令によって、彼のために 80 トンかそこらの積載容量の船(a ship of burthen of eightie tunnes, or there about)を彼のために建造した。この船はあらゆる点において我々のやり方で造られており、彼はこれを見に乗船して、これが極めて気に入った。そのために、私は彼の更なる愛顧を得て、しばしば彼の前に出るようになり、贈り物が時々与えられた。そして、生計をたてるための年俸の期間に対して、毎日の 1 日当たり 2 ポンドの米と共に、年に約 70 デュカート相当が与えられた。私が彼に、幾何学の何かしらの重要点、数学の術の理解やその他の事々を教えたという理由から、私には特別待遇が与えられ(grace and favour、訳註：16 世紀の英国における国王によって住居が無償供与されるなどの待遇)、彼を大変に喜ばせたので、彼は、私が言うことに異を唱えることが無かった。このことに、私の以前の敵達は驚き、今や私に、彼等を友好をもって扱うように懇願したので、スペイン人とポルトガル人の両方に対してそのように為した。邪悪に対して善意で彼等に報いたのであった。そして、生計をたてるために時間を費やすことは、私にとって、最初は大変な労力であり、厄介なことであったが、神は私の労力に対してお恵みを下さった。

5 年が終わった時(訳註：1600 年 4 月から数えると 1605 年、即ち慶長 10 年となる)、私の可哀そうな妻と子供達に会いたいという良心と本性に従った望みから、この国を出たいと国王に嘆願した。皇帝はこの要望をあまり喜ばず、我が国にはもう行かそうとせず、彼の土地に留まらせようとした。それでも時間が経って、皇帝に大いに気に居られているので、オランダ人達がシアン(Shian、訳註：中国の西安、ミャンマーのシャン州：Shan state、タイ国が考えられるが、中国の西安は時代背景から、ミャンマーのシャンは内陸の農村地帯であることから、対象にはならないと考え。タイ国(Siam)と考える。なおサミュエル・パーチャス、1939 年、神戸版は Ache、スマトラ島北端のアチェとしている)とパタニ(Patani、訳註：マレー半島に 15 世紀から存在したパタニ王国)に居るという情報を得て、我々は大変喜び、神がなんとかして我々をもう一度我が国に連れて行ってくれるのではないかという望みを持って私は再度嘆願をした。そこで勇を鼓して、私自身が彼に話をして、再び嘆願をしたのであるが、彼は私にそれに対する答えを呉れなかった。私は彼に、わたしが行くのを許してくれるならば、英国人とオランダ人の両方がやって来て向こうとの交通の仲介になるであろうと言った。しかし、彼はどうしても私を行かせなかった。・・・(訳註：彼の嘆きが続く)

分かっていたきたいことであるが、私が造った最初の船でもって、1～2 回航海をしたところ、国王は私にもう 1 隻造るように命じ、私はその命令を実行した。その船は 120 トンの積載量であった。この船に乗って私は、ロンドンからイングランドの果ての土地であるリザード(Lizarde)までと同じくらい離れている都から江戸への航海をした。それは主の年で 1609 年(訳註：慶長 12 年)のことで、国王はこれをマニラの総督に、彼が 80 人の配下とアカプルコへ航海するために貸した。1609 年にサン・フランシスコ号と呼ばれる 1000 トン程の大船が、日本の海岸の 35 度 50 分の緯度(訳註：千葉県銚子の 6 分程北を通る)で漂流した。悪天候の困難によって主帆柱が切り捨てられ(cut over-board)、なんとか持ち堪えて日本に至り、夜間に気付くことなく座礁して難破した。36 人が溺れ死に、340 人か 350 人が助かった。この船の乗客に、ヌエバ・エスパーニャに帰ろうとしていたマニラの総督がいた。この総督は結局、1610 年に私が造った大きい方の船に乗ってアカプルコに送られた。そして 1611 年にこの総督は、その船の代わりに別の船を送り返し、皇帝の大いなる友誼に感謝の意を表すために、一人の大使に、大変な贈り物を持たせてきた。また、商品を積んだ皇帝の船に相当する金額送ってきたが、その船は今スペイン人がフィリピンにおいて有している。・・・

日本に於いて、1611 年 10 月 2 日と 20 日付。

貴殿達の非力な友人にして僕たる者より、お送りいたします。

ウィリアム・アダムス

46p

第 4 書簡

序

トーマス・スミス卿(Sir Thomas Smith)からウィリアム・アダムスへ、それとなく伝えられた東印度商会内部の日本との貿易を求める意図に従って、クローブ号(Clove)を指揮していたジョン・セーリス船長(Captain John Saris)は、英国の国王ジェームス 1 世からの書簡と贈り物を携えて皇帝(訳註：家康)に対し派遣された。

クローブ号は 1613 年 6 月 11 日に日本諸島の一つの平戸の近くに錨を降ろした。この船舶の到着は、強い関心が持たれる性格の多くの状況によって特徴づけられ、指揮官は暖かい礼儀をもって歓迎された。これらのことは、彼の語るところに十分に述べられており、それは次の通りである：

サリス船長：平戸への到着と彼が受けた歓待

(1613 年 6 月の)9 日の朝、北北東の方角に陸地と、6 個の連なった大きな島を視認した。・・・

70p

さて、この北方への探検行についてである(訳註：セーリスは北方航路を探そうとしていた)。それが貴殿(訳註：セーリス)の熱望するところであっても、私の判断では、発見に向かうことは良い方策では全くない。その私の理由(ressons)：第一に、我々が友情を有するこの日本の王国において、皇帝は、貴殿への助力として、蝦夷と松前の国への友誼の書状を約束してくれているが、彼の臣民がそれらの地に住んでいるからである。第二に言語で、その地では朝鮮と韃靼の言葉が喋ることが出来ること(が必要)で、日本語では頼りにならない。船の事(shipping)はというと、閣下(your wourship)が派遣されなくとも(訳註：クローブ号を有していても、そのような大型のクローブ号を使わなくとも)、そうした探検に必要な船またはヤピナス船(pinñces、訳註：pinaces と考える。当時のオランダで主に使われていた中小型の船。従って、探検用の小型船)を造る場合、費用をかけずに行うためには、その場合此処では、木材、板、鉄、麻、そして大工は良くて、安い。タール(tarre、訳註：tar)だけが此処には無い。樹脂(rosen、訳註：resin、日本の場合松脂を指すと考えられる)は十分にある。これらの物については実際に知っており、それは、私がこの国において皇帝のために 2 隻の船を建造した経験があるからである。それらの 1 隻は、その必要があったので、スペイン人に売られ、他のものは、この沿岸に於ける種々の航海のために私自身が航走させた。さて、スペイン人に売られた 1 隻についてであるが、それは次のような出来事によるものであった。マニラから来た 1000 トンの大きな船が此処の海岸で難破したが、それにはマニラの総督が乗っており、彼に対して、皇帝は、彼をヌエバ・エスパーニャ(Nova Sapaynia)に在るアカプルコへ送るために、貸したのであった。

2) 海槎録(へさろく)

江戸時代第一次朝鮮通信使の記録、慶七松(慶暹：キョンソン)著、若松實訳注、
日朝協会愛知県連合会、1985 年

註 1：本書の成立年は 1609 年(慶長 14 年)とされる。

目次の構成は、萬暦 35 年正月(慶長 12 年正月)から同年の各月に分かれ、最後が同年 7 月(慶長 14 年 7 月)となっている。その間の、萬暦の 5 月が慶長では閏年 4 月に当たり、萬暦の閏 6 月が慶長では 6 月となっている。

萬暦：西暦：和暦の対応を、使節の江戸において国書を徳川秀忠に提出した日付の和暦と西暦(グレゴリオ暦、なお当時英国ではユリウス暦)での対応が最も広く使われているので、その対応と海槎録の日付の対応から、筆者山田は次のように三つの暦での日付を対応させた。なお、萬暦と和暦との間には閏月の違いがあることが海槎録に記述されており、そのことを平成 19 年 7 月 5 日付の在韓の大島大使のブログ「1600 年は今から 400 年前だ」中に指摘されている。

	萬暦(海槎録の日付)	和暦	西暦
国書提出	萬暦 35 年 6 月 6 日 +13 日	慶長 12 年 5 月 6 日 +13 日	1607 年 6 月 29 日 +13 日
南蛮船の見学	萬暦 35 年 6 月 19 日	慶長 12 年 5 月 19 日	1607 年 7 月 12 日

註 2：次に転写する萬暦 35 年 6 月 18 日に使節の慶七松が江戸からの帰路、6 月 19 日に見学した「南蛮船」について、筆者は、アダムスが建造した最初の 80 トンの船と考える*。その理由は、同船は 1605～06 年に建造されたが、二番目の 120 トンの船は 1607～08 年に建造されたと考えるからである。もし 120 トンの船とすれば、建造直後となり、また同船は 1610 年にはビベロー等に貸し出だされてメキシコへ出帆しており、そのような慌ただしい時期にあえて朝鮮の使節に見学させたとは考え難いからである。

(*森良和は「ウィリアム・アダムスと西洋船」と題する論文、玉川大学教育学部紀要『論叢』第 17 号、2017 年、pp57-80 の中で、この南蛮船をアダムスの 120 トンの船に同定している)

「十九日 曇あるいは雨。清見寺にとり留する。景直たちが、駿河の準備が整うまで留まることを頼むので、そのまま留まってたたなかった。朝方に天豊が先に駿河の家康の所へ向かってたつた。玄蘇が来て言うには「使臣が来られたとき。老関白が新関白に通知して〈接待の際に往年の無礼な規側に従うことなく、ただ誠意をもって互いに接し、回答の書契もまた、すべからく温順を旨とすべきであると〉言いました」とのことであった。景直が人をよこして言うには

「家康が船五隻を駿河州から送り、ただいま到着しましたが、使臣を待つて海辺の松林を觀賞に出かけたいという(五月十七日参照、註：「清見村に投宿する。村の後ろに清見寺があつて、寺は海辺、山の麓にあつた。前に一里にもなる松林があつて、海の中に伸

びていて、一つの長い島になっている。島の中に神社があって、草むらの緑の間にかすかに光って、これをながめるとあたかも仙境のようであった。(註：三保の松原のことであろう)」とのことであった。

板屋船に乗り、島主・景直といっしょに前の海を渡った。その船は家康が乗る船で、金銀で装飾し、左右にそれぞれ櫓が三十六挺設けられていた(註：左右船側各 18 挺ずつ合計で 36 挺と考える)。海上に一隻の南蛮船がいたが、その構造ははなはだ巧妙で、またきわめて宏壮であった。船首がとがっており、その先端に黄金の獅子の座像が彫刻されており、獅子の下に龍頭が掘ってあった。船首の両側に、それぞれ鉄の錨二個が掛けられていた(註：左右船側各 1 個ずつ合計で 2 個と考える)が、皆大きな柱のようであった。

船の中には二層の板屋があって、湾曲しているのが亀の背中の形をしていた。板のすきまには松脂を塗って、雨漏りを防ぎ、船底には石灰を塗った。船尾には二階の望楼を作って立ててあり、彫刻で華麗に飾られていて人の耳目をくらました。前後二本の帆柱には、上下層があって、皆布帆を設けていた。船首と船尾には、またそれぞれ小さい帆柱があって、船の外面には雲、龍、花、草、人、鬼神などの形状をいろいろと混ぜて彫刻し、赤や青で色彩が施してあった。その他の巧妙な彫刻の形状は筆では形容し尽くしきれない。船の長さは三百余尺もあり、広さは七十余尺ぐらいいもあった。南蛮人六・七人が日本人を帯同して警護していた。南蛮人のひとりが綱を渡って帆柱に上がるのが平地を歩くようで、蜘蛛が糸を伝って歩くようで、たとえすばしこい猿でも、それよりはじょうずでなかった。島主はすぐに着ていた着物を脱いで、賞としてこれに与えた。ゆっくり觀賞して、夕方になって帰って来た。

二十日 朝 雨。夕方に晴。朝方に清見寺をたち、昼に駿河州にはいった。・・・(註：以下省略) 」

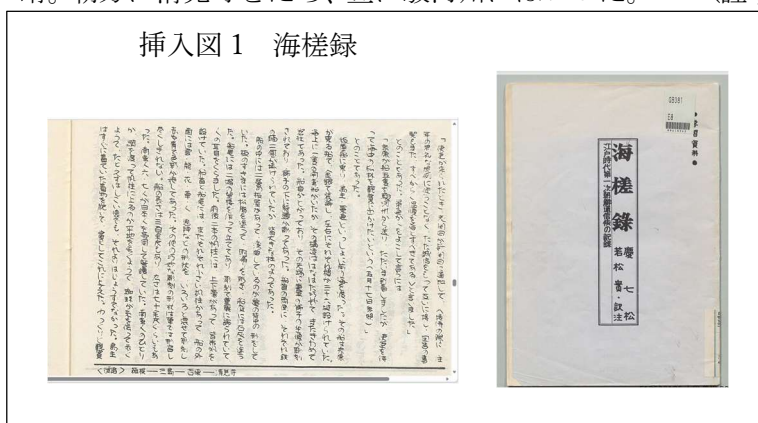
註 3：

森がこの南蛮船は W.アダムスが建造した 120 トンの第 2 船と同定しているが、筆者は、80 トンの第 1 船と考える。

その筆者の理由を整理すると

- (1) この時期に駿河湾に南蛮
- (2) 船が来航した記録は、日本側にもヨーロッパ諸国側にも見当たらない。この時期に来航したヨーロッパ船が、記録に残らない事は考え難い。
- (3) 「南蛮人六・七人が日本人を帯同して警護していた」とあるが、南蛮船であれば、南蛮人がこの程度の人数である訳がない。他の乗組み員を平戸か長崎に残してきたと考える理由がない。

挿入図 1 海槎録



- (4) 船首飾りとして、獅子の座像の下に龍頭の彫刻があるとしているが、ヨーロッパ船で龍頭の彫り物は見たことがなく、日本人好みで付け加えたとしか考えられない。
- (5) 家康の立派な持ち船を使って、南蛮船の見学に連れて行くということは、家康の指示があったからであると考えられる。南蛮船において、一行は歓迎の出迎えや、接待を受けていないようであり、単なる見学が目的と考えられる。しかし通信使に、南蛮人の船を単に見学させる理由はなく、家康は、自分の持ち船として誇示したかったのであろう。
- (6) 120 トン船ではなく、80 トン船と考えるのは、前者は 1605～6 年に建造され、アダムスはその第 1 書簡の中で 1～2 回航海したと言っており、彼無しでの航海は簡単ではないので、2 回の航海後は慶長見聞書が言うように、浅草川に係留されたのであろう。また第 2 船は、材木の調達と建造期間、そしてロドリゴ・デ・ビベロに 1609 年 9 月に貸与したことを考慮すると、1607～8 年の建造で、朝鮮通信使を 1607 年 7 月に訪問させるには、建造後間もなく過ぎて、無理があるからである。

註 4: この海槎録の南蛮船見学の記事には極めて興味深い情報が多々含まれているので整理して列挙する:

- (1) 「船首の両側に、それぞれ鉄の錨二個が掛けられていたが、皆大きな柱のようであった。」という「柱のよう」というのは、錨の綱を掛けるキャットヘッド、あるいは錨のストック(鐙)と考えられるが、文章からは、キャットヘッドの可能性が強い。なお、キャットヘッドが英国の文書において初出するのはグリニッジ海事博物館所蔵のヘンリー・マンウェリングの「海員の辞書」の 1623 年の手稿本と考えられる。(Henry Manwayring “The seaman’s dictionary)同書の初版の出版は 1644 年である。従って、海槎録の記事は、キャットヘッドについての初期の言及になるが、現文を検討する必要である。
- (2) 「船の中には二層の板屋があつて、湾曲しているのが亀の背中の形をしていた」というのは、排水のために甲板(板屋)を湾曲させていることの適切な表現である。二層甲板であったことが分かる。この文章に続いて「板のすきまには松脂を塗って、雨漏りを防ぎ」とあるが、この「板のすきま」というのは甲板の板張りの間の隙間を指すもので、船側の板張りの隙間の事ではないことは、甲板の記述の直ぐであることと、雨漏りを防ぐと言っていることにより明らかである。アダムスは彼の第 4 の書簡の中で「タールだけが此处には無い。樹脂は十分にある」と述べており、タールではなく松脂を用いたのであろう。
- (3) 「船底には石灰を使った」とある。この船底は、船殻の底の内部なのか、あるいは外側なのかであるが、外側であることに疑いは無い。船底の水漏れは外部の海水が板張りの隙間から入り込むことである。当時の西洋船はこれを防ぐために板張りの外側の隙間にタールを沁み込ませたまいはだ(日本語では槇の樹皮を繊維状にしたものをこのように呼んだ。西洋では亜麻、麻、その他の繊維を用いた)を詰めて、さらにその上にタール(瀝青)をコーティングした。アダムスもそれをしたかったのであろうが、日本にはタールが無かった。タールの製造は松の材木を窯の中で蒸し焼きにして作るもので、難し

いものではなかったが、アダムスはその製法を知らなかったのかもしれない。知っていても、その手間をかけるよりは。日本で普通に使われていた漆喰(消石灰で作る)を船底に塗ったのである。石灰の船底被覆材としての使用については、ポルトガルのフェルナンド・オリヴェイラの 16 世紀末頃の「ナウ船の建造の書」(Fernando Oliveira, "Livro da Fábrica das Naus") の中で、タールや樹脂を説明した後で、「インドにおいては石灰とまいはだを油で練ってガラガラ(galagala)を作って使う。これはフナクイムシが外から入らない対策の用をなす」と述べており、インドだけではなく広く東南アジアでも使われていた。このことはヨーロッパの国々で知られており、これを知っていたアダムスはタールの代わりに漆喰を塗ったと思われる。水線上にもまいはだ詰めをするので、そこには松脂を塗ったのかもしれない。石灰では船体が重くなってしまう。もしタールを使っておれば、船体が黒い「黒船」となっていなければならないが、その記述はない。

- (4) 船尾に 2 層の船尾楼を持っており、その周りは美しい彫刻で飾られていた。船首楼については記述が無いが、下級船員の住居用の 1 層が在ったに違いない。「船首がとがっており」と言っているのは、ピークヘッドがついていたことを表す。そこに載っていた獅子の座像は、西洋船によくある実物のライオンに似せた彫像ではなく、和風の獅子の像であったであろう。使節を感心させた船体上縁部の華麗な色彩を施された彫刻の様子は、いかにも家康のために造られた船であることを想起させる。
- (7) 帆柱と帆桁について正確で詳細な記述があり、この船の帆装を知ることが出来る。「前後 2 本の帆柱には上下層があって、皆帆布を設けていた」というのは、当時の帆船に典型的な帆装である前檣と主檣それぞれにメインスルとトップスルの 2 枚の帆を有したことを表している。「船首と船尾には、またそれぞれ小さい帆柱があって」とあるのは、船首に船首斜檣(ボースプリット)があるということで、斜檣が在る限り、スプリットセールがかかっていたはずで、船尾には後檣(ミズンマスト)があるということで、ラテンセールがかかっていたことが分かる。
- (8) 最後に、船の大きさについて「船の長さは三百余尺もあり、広さは七十余尺ぐらいもあった」と記述されている。当時の朝鮮の長さの単位には、周尺(祭祀、田地の面積計算、音律調整用のもの)、营造像尺(建築、土木の大工用もの)、布帛尺(布地の測定用)があるが、正確な長さは確定し難い。营造尺については、日本の尺(30.3cm)とほぼ同じと考えられる(鶴園裕「李朝末期の度量衡」、1983 年、東洋文化研究所紀要 第 99 冊)。東京国立博物館所蔵の新製朝鮮造营造尺は 30.65cm である。30.65cm を採用すると、「船の長さ」は $109.5 + \alpha$ メートル、広さを甲板での最大幅と考えると、 $25.55 + \alpha$ メートルとなる。これは 120 トンの船としてはましてやのこと、1,000 トンクラスの船としてもとんでもなく大きな数字である。最も短い周尺(約 20.6m)を適用しても、長さが $61.8 + \alpha$ m、船幅は $14.4 + \alpha$ m となる。何故とんでもない数字であるかということ、当時の英国の船の寸法で参考となる数字が無いので、スペインの 1618 年に発布された造船に関する勅令(即ちスペイン国としての規定)によって確かめてみたい。

註 5：スペインのトネラーダと英国のトンとの間の差については、積載スペースの計算方法によって異なる。これについては多くの紙数を要するのでここでは論じないが、1 トネラーダ=1.25～1.40 トンと論じられることが多いので、ここではトネラーダ÷トン=0.71 とした。なお、石島晴夫「スペイン無敵艦隊」、1981 年では、約 0.63 としている。勅令で規定された最大のガレオン船は 1,074.25 トネラーダ（英国トンでは約 1,432 トンに相当すると考える）である：

船の全長：83 コード=45.3m、船幅：22 コード=12.3m、この全長は船首材先端からの先尾材の先端までである。通信使の視覚による「船の長さ」が船首斜檣の先端から船尾の先端までと考えても、これに 3m を足す程度で、全長は 48.3m 程でしかない。この勅令の船の全長対船幅の比は 48.3：12.3 で、3.9:1 である。それに対して、通信使の見た南蛮船は 110：26 で、4.2:1 となり、スペインの 1,432 トン相当の船よりも細長い。

それでは、アダムスの 80 トンの船に相当する同勅令の船はどのような寸法になるだろうか。トネラーダをトンの 0.71 とする係数を用いると、スペイン船のトネラーダでは 112.6 トネラーダとなる。このトネラーダに最も近似した同勅令で定められた船は少し大きい、157 トネラーダの船である、この船の全長と船幅をしてみる。

全長：46 コード=25.6m でこれに船首斜檣として 2m を足すと、**27.6m** となる。船幅は 11 コード=**6.1m** である。全長対船幅の比は 27.6：6.1 で、4.5:1 となる。

	全長+斜檣	船幅
通信使の見たアダムスの 80 トンの船の印象	110m	26m
1618 年のスペインの 157 トンの船	28m	6m

結論として、豪華に装飾された見慣れない西洋船は、通信使にとって、極めて大きいもの(約 4 倍!)に感じられたのであろう。

いずれにせよ、シチュエーションからして、計測したものとは考えられない。

3) 大日本史料十二之七

慶長十五年(1610 年)

〔ドン・ロドリゴ・デ・ビベーロ報告〕第 1 章

240p

・・・而して皇帝(註：徳川家康)は陛下(註：スペイン国王フェリペ 3 世)との交誼を親しくせんと欲することの保証として陛下に使者を遣わし贈り物をなし、総督(註：フィリピン総督)にも同じく進物を送るにつき、サン・フランシスコ又は他派の僧を選ばんことを予に求めたれど、予は伴天連フライ・アロンソ・ムニョスを指名したり、皇帝は始め之を予に託せんと欲したりき、是に於いて国書共に贈品をムニョスに交付し、予には其船及び 4000 カスティリア・ドカドを貸与し、もし適当と認るときは船を売り、売上高を以て商品を買ひて、日本に送るべきことを命ぜり、右の諸事を終わりとて、予は皇帝に暇を告げ(註：駿府から)、皇太子(註：秀忠)の居城(註：江戸城)に至り、同じく陛下に呈する書及び贈品と、総督に贈

る所の品を受領し。予が乗用のサン・ヴェナベンツラ号(註：アダムス建造の 120 トンの第 2 船)の引き渡しを受け、諸需用品を供給せられ、1610 年 8 月 1 日慶長 15 年 6 月 13 日出帆し、南海に於いて例なき幸運なる航海をなし、同年 10 月 27 日慶長 15 年 9 月 11 日カリフォルニアのマタンチェル港に到着せり下略。

246p

〔参考〕

4) 〔見聞集〕(註：三浦浄心作、慶長見聞集)

唐船作らしめ給ふ事

見しは昔、慶長年中、家康公唐船を作らしめ給ひ、浅草川の入江につなかせ給ふ、かゝる大舟をつくり海へ浮へる事、汀にてハ人力も及ひかたかるへし、いかやうなる手たて有てデルや、さらに分別におよばず中略、江戸築城用ノ伊豆石運搬及び鎌倉時代唐船製作ノコトニカゝル、先年作らしめ給ふ浅草川の唐船ハ、伊豆の国伊東といふ浜辺の在所に川あり、是こそ唐船作るへき地形なりとて、其浜の砂の上にしたいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀上、敷台の柱を少つゝさけ、堀の中に舟をおき、此船海中へうかへる時に至て、河尻をせきとめ、其河水を舟のある堀へなかし入、水のちからをもて海中へおし出す、

註 5: 江戸築城用ノ伊豆石運搬及び鎌倉時代唐船製作ノコトニカゝル部分が中略されているので、「慶長見聞集 唐船作らしめ給ふ事」の全文を江戸叢書刊行会編纂の 江戸叢書 巻の式 慶長見聞集 全拾冊、大正 5 年(1916 年)から下記へ転写する：

唐船作らしめ給ふ事

見しは昔、慶長年中、家康公唐船を作らしめ給ひ、浅草川の入江につなかせ給ふ、かゝる大舟をつくり海へ浮へる事、汀にてハ人力も及ひかたかるへし、いかやうなる手たて有てデルや、さらに分別におよばず、先年江戸御城石垣を突かせらるゝによって、伊豆の国にて大石を大船に積むを見しに海中へ石にてつき出し、水底深き岸に舟を付、陸と舟のとの間に柱を打ち渡し、舟をうごかさず、平地のごとく道をつくり、石をば臺にのせ、舟のうちにまき車を仕付て、綱を引、陸にては手子ばう(註：梃子棒)を持て、石をおしやり、舟にのする、舟中にまき車の工み奇特也、古歌に「我恋は千引の石のなくばかり」と読るは、千人して引石をちびきの石といへり、今の時代には、大名衆西国の大石を大舟につみ、江戸へ持来て、千人引は扱(註：広辞苑に出て来る「棧手：滑道(きで)の一種。厚材を底に敷き、両側に防材を設け、その上を滑らせて木材等を運搬する装置。→修羅：⑦滑道の一種。丸太を並べるなどして、その上を大石・船などが滑るようにしたもの。⑧大石や木材などをのせて運ぶ、そり状の道具)をき、三千人、五千人引の石を、幾千とも数しらず引給ふ事、おびたゝしかりけり、扱又唐船海中へ出す事、海に綱引まき、車も立がたし、陸にて手子はう(註：梃子棒)も及ぶべからず、されば昔実朝の時代、鎌倉マ由比浜において、唐船を作らしめ給ふ、是に子細あり、奈良より陳和卿と云う者、鎌倉に参着す、是は東大寺の大佛を作りたる宗人なり、されば東大寺供養の日、右大将家へ進発、此寺へ御参詣けちえんせしめ給ふの次で、頼朝公和卿に対面有て、後世の道を聞せしめんがため、そきりに以て命ぜらるゝといへ共、和卿が云、貴

客は多く人命をたゝしめ給ふの間罪業是重し、値遇し奉がたし、其はゝ”かり有と云々、依て終に謁し申さず、然共當時將軍実朝に於ては権化のさいたん恩顔を拝せん為、参上をくはだつるの由是を申、則筑後の左衛門尉朝重が宅をてんせられ、和卿が旅宿とす、先大膳大夫廣元朝臣を御使としてつかはさる、其後和卿を御所に召れ御対面有、和卿実朝を三度拝し奉り、すこぶる涕泣す、將軍家其禮をはゝ”かり給ふの所に、和卿申て云、貴客はいにしへ宋朝育王山の長老たり、時にわれ門弟に列すと云々、実朝仰られて云、此事さんねる建暦元年六月三日丑の刻、將軍家御寝の間に、尊僧一人御夢中に入て、此趣をつげ奉る、後夢想の事あへて以て御言葉に出されずの處に、六ヶ年をよびて、忽以て和卿が申状に符合す、仍て御信仰の外他事なし、然處に將軍家先生の御住所、育王山を拝し給はんが為、諸越に渡らしめ給ふべき思召立によつて、唐船を修造すべき由、彼和卿宋人に仰付られたり、御供の人六十餘輩に定め結城朝光是を奉行す、相州、武州しきりに是をいさめ申さるゝといへ共、御許容ひあはず舟の沙汰に及ぶ、漸唐船出来し、彼舟を出され、建保五年四月十七日、数百輩のひつふをもろくの御家人等に仰付、彼船由井の濱に浮かべんとぎす、実朝公御出有てかんりんし給ふ、信濃守行光今日の行事として、諸人は是を引事午の刻より申のなゝめに至る、然ども此所の為體、唐船出べき海浦にあらずと諸人申ければ、將軍も見捨て還御し給ふ、此舟いたづらに砂の上に朽そんずと、古記にみえたりといへば、人聞きて唐舟作るには地形と湊をもつばら見立る、鎌倉の浦は常に汀の波高く、遠浅海にして、小舟の出入も安からず、いかにいはんや唐船をや、天下の主の御威勢にても出べからず、宋人も、番匠も、舟を陸にて作る事のみ思ひて、海へ出すべき事をわきまへざるは愚の至也、陸より唐船を海へうかべる方便なくして出がたし、夫大石に足はなしといへ共、舟にをきぬれば、大海萬里を過る、是も方便によて也、先年作らし給ふ浅草川の唐舟は、伊豆の国伊東といふ浜辺の在所に川あり、是こそ唐船作るへき地形なりとて、其浜の砂の上にしきだいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀上、敷台の柱を少つゝさけ、堀の中に舟をおき、此舟海中へうかべる時に至て、河尻をせきとめ、其河水を舟のある堀へなかし、入水のちからをもて海中へおし出す、此たくみをむかし鎌倉の人はしらざるにや。

註 6:

この慶長見聞集の最後に、アダムスの建造した船の進水方法が書かれているがこれは、技術的に全く現実的とは思われない理由は次の如くである。

海事史の専門家においては石井謙二が「近世初期の西洋船型船」の項目の中で(須藤利一編「船」)見聞集の「唐船作らしめ給ふ事」の部分のを要約して紹介した後で「と、まあこうした意味のことが述べてあるが、何だか要領を得ない点もあって必ずしも正確な記述ではないようだ。」として正面からは取り上げていない。NHK がCGで再現した番組を作ったりしているので、筆者の見解を下記する。現実的でないと考える理由は：

＊竜骨を据えるために盤木を幾つも並べ(乾船渠でも盤木が置かれ、支柱で船殻が倒れないようにした、盤木を置くのは、単に1本材はなかなか得られず、2本以上の材木を組手嵌め込みして釘付けした竜骨を真直ぐ水平に据えるだけでなく、次第に出来て行く船殻の重

量を支えるためである。主要な肋骨 3 本が置かれたならば、リバンドと言われる細長い板をそれらの肋骨と船首材と船尾材の周りに仮に渡し、他の肋材の形状を得て（当時、設計図は無かった）、全ての肋骨を作って置く。それが出来たら、船底から船側板（大体 1 枚が厚さ 3cm 程、幅 30cm 程、長さ 5-10m）を次第に肋骨の上部に向けて釘付けして増やしてゆく。そうした船底で寝転んだり、しゃがんだりして作業が出来るスペースを盤木によって確保した。

＊肋骨を立て始めると、肋骨及び船側に張って行く板を支えるために、支柱を何本も立ててゆく。そして支柱だけではなく、船側の板張りをして行くための足場を組み立てる。

＊これらの盤木、支柱、足場無しでの船の建造は傾斜船台でも乾船渠でも考えられない。船殻の建造の過程で、これらがあるのに、どのように船底の下、土、砂を掘るのか？船が倒れるではないか。

＊出来ないことではあるが、敢えて、船殻の出来具合に応じて、船渠を掘って行ったら仮定するならば、船渠の壁の土や砂が崩れて来て船は埋まってしまう。（土砂が崩れないようにするのに、木の側壁を作るとするならば、掘って行く下の方にその壁をどのように延長させるのか？）

＊進水前に船渠に川から水を導入すれば、水が船殻を浮かせる深さになる前に、支柱が倒れ、船も倒れる。乾船渠においても、水の注入が不適切であると、船が倒れる事故が起こった事例がある。

＊川の水流で進水する場合、船体の後端にある砂を押し除けることが出来るのであろうか？土砂を除けないと、水と一緒に土砂が流れ込み、船を埋める可能性がある。また水流のコントロールが極めて難しいと思われる。船が動き出した時に支柱は無くなっており、船は横倒しとなる。万一倒れずに進んでも、海岸側に土が残っていればそれに乗上げて、横倒しとなる可能性がある。それでも倒れずに、残りが少ない土砂の上に乗上げるならば、そこがピボットの支点となり、先に進水する海側の船底が海底に衝突する。近代の進水ではこの点を注意して、船体の重心の移動を計算し、水深を深くとったり、海岸の船台にテーパーを付けたりする。

伊豆には何処にでも、普通の傾斜船台が建造できる場所があり、安全な建造が出来ると思われるのに、多くの困難、人手、費用が掛かることを何故したのか？ 木材、人手はどうにでも入手できる。一介の船大工の経験のアダムスがヨーロッパで例を見ない工法（本ペーパーで論じて来たことから分かることである）をどうして考案し、実行することが出来たのか？ 根本的に疑問ばかりが生じる見聞集の進水方法である。

註 7：

このように進水方法が現実的ではないことが明瞭なのに、何故わざわざ慶長見聞集のこの部分の全文をここに引用したのかというと、全文を読むことによって、この進水方法は、作者の三浦浄心が、聞き及んだなんらかの情報を元に、自らが脚色した情報であることが推測できるからである。

*最初に、浅草川の入江に繋がれている唐船の事を述べているが、これは作者が実際に見て知っているからであろう。ただ唐船と言っているが、この唐船という用語は、当時であっても中国船を指す言葉で、西洋船を指す言葉ではない。このアダムス船は多分黒いタールを塗っていなかったのかもしれない。もし塗っていれば、南蛮の船は黒船と呼ぶのが一般的であったからである。

*次に汀、即ち浜辺で建造したのであれば、人力では海に引き入れることが出来ないと言い、
*突然、作者が伊豆の国で大石を大船に積む様子を見た話に移る。ここで言われる「大船」は西洋船ではありえない。アダムスが建造した船に大石が積み込めるような構造になっているはずがない。ここで言う大船は和船である。この後で述べているように、西国の大名はじめ、大名達が大石をおおさかや江戸に運んだのは和船である。この大石が江戸に着いた時、引き上げるのに、何千もの人数で引張ったが、唐船を海中へ出すには、綱を巻き取る車を海中には立てられないという。何千人はかなり大袈裟な表現である。

*そしてここで、急に鎌倉時代に実朝が由井の浜で建造させた唐船に話に移る。この唐船はまさしくジャンクである。そして長々とその唐船を建造するに至った動機が述べられ、この文章の大半を占めることになる。これは作者の歴史知識の披瀝であるが、それをアダムスの船の進水に結び付けるためである。そして進水のことを考慮すると単なる浜では船の建造は出来ないという。しかし、この頃のヨーロッパでは、船の建造はほぼ全てが浜辺で行われていた。浜辺での、盤木を敷いた造船スペースを英語で、スリップ・ウェイと呼ぶ。当時未だ乾船渠（ドライ・ドック）は出現していない。未だ英国で現れていない乾船渠を、アダムスが想像でチャレンジする危険を冒したことはあり得ない。彼は家康に対し、自分は船大工ではないから造船は辞退したいと申し出たが、それでも、と家康に言われて、やむを得ずに行った造船であり、経験のない方法を採用することはない。英国でドックという言葉は乾船渠だけを指すわけではない。泥沼を囲った場所での造船所はマッド・ドックという。

ということで、この進水の話は、浄心が単に聞いた話をそのまま書き記したものではなく、彼が考えて脚色した話である可能性が強いことが分かる。

5) 大日本史料十二之八

慶長十六年(1611 年)

866p

〔和蘭東印度商会史〕二 ピーテル・ウィルレムスゾーン・フェル・フーフエンの千六百七年以降、航海中に起こりたる諸事の記

BEGIN EN VOORTGANGH VANDE VEREENIGHDE NEDELLANTSCH
GEOCTROYEERDE OOST INDISCHE COMPAGNIE VOL. II

Journael ende verhael van alle het gene ghesien ende voorgevallen is op de reijse gedaen door E. Ende gestrengen Pieter Willemsz. Verhoeven in den jare 1606 ende volgende pp. 78, 82-85, 90-91.

(1610年)7月13日、新イスパニヤより1隻の船(註：新サンフランシスコ号)、2年前サン・フランシスコ号に便乗し、新イスパニヤへ向け航海中、関東にて難破せる、前マニラ太守ドン・ロドリゴ・デ・ブエラ○ビベーロの誤、に対する日本皇帝陛下(家康)の好意と救助とを謝する為め、メキシコ総督の出せる使者を載せて入港せる由、確報に接せり、これ新イスパニヤ船、日本航海の始めなり、前記のドン・ロドリゴは、ヤコブ・クワケルナックの船の航海士(註：ウィリアム・アダムス)、其の他日本に滞在せる船員が、陛下(註：家康)の命によりて建造せる船(註：ベナベンツラ号)にて、去年浦賀を出帆せり、同船はメキシコに於て5700チ”ユカットにて売却し、此金を羅紗に換えて持来れるが、陛下は之に満足せられざるが如し。○中略

8月16日○中略当所○駿府を言ふ、にて、更にカスチリヤ大使の事聞けり、カスチリヤ大使(註：セバスチャン・ビスカイノ)は、盛儀を以て、陛下より先に、江戸の皇太子(註：秀忠)に謁せり、此は陛下の喜ばれざる所にして、世人は大使の大なる失策なりとなせり、駿河に来れる時、大使は40人の銃手を伴ひ、イスパニヤ国王の紋章の旗を携へ、銃と喇叭の響を各街に轟かしめたり、駿河に著して後、上野殿に贈物をなせるが、彼は之を受けざりき、皇帝に謁して、大使は四カ条の要求をなせり、**第一、カスチリヤ人に、望みに応じて船を建造し得べきこと**、第二、其国の航海士をして、日本の海岸及び港湾を悉く視察せしむること、第三、予等蘭人の国内に通商することを禁じ、今後再び之を許さざるべきことと。・・・**第一の船の建造は之を許可し、其場所は彼等の適当と考ふる所を選定すべきこと**、日本沿岸の視察もまた之を許し、舟の必要あらば、之を給すること、予等に反対してなせる要求に関しては、陛下の領土は諸外国人に公開し、自由通商の権を與へあれど、予等をも他と同じく厚遇すべく、若し両国の君主間に争闘あらば、自己の領土に於て之を決すべし、皇帝は之に干与せざるべしとの答えをえたり、・・・斯くて大使は再び駿河○浦賀の誤ならん、へ向け出發せり、右は多くは当時陛下に近侍せる前記**アダムス君の伝聞せる所**なり、○中略

8月26日、暴雨の為め、当所○浦賀に滞在し、前に云へる船の乗組蘭人二名(註：蘭船ブラック号の乗員)より、航海中の出来事(註：ビスカイノの新サンフランシスコ号と考える)、来航の目的、並に新ギネヤ及び新イスパニヤ沿岸の発見の事を聞けり、その(註：ビスカイノの新サンフランシスコ号)浦賀に入港せるは(1611年)6月14日(註：正しくは6月11日)にして、途中暴風の為、屢々危険に迫りしが、幸いにして無事なることを得、初め北方の海岸に著せし由なり、その来航の目的は、一つには、全年、太守ドン・ロドリゴと共に、新イスパニヤに到りし日本人を送還せんが為・・・又一つの目的は、皇帝陛下に大使を送り、日本沿岸の諸港を巡視し、又、当国に於て、船を建造する許可を得んが為めなり、彼等は日本の良港知らざるが故に、これ迄、新イスパニヤ、マニラ間航海の船数隻を失へり、故に沿岸を測量して、同航路の安全を計らんと欲せり、又**船は、新イスパニヤ或はマニラに於て建造するよりも、当地に於てする方、材料及び工人多くして利益あり**と云ふ、○中略

大使は屢々使を以て予等を招き、予等もまた同じく、彼を招きしが、互に先づ訪問を受けんことを欲し、遂に会見を遂げざりき。

2. 日本人の造ったサン・セバスチャン号

1) 大日本史料十二之九

慶長十七年(1612年)七月一日

959p

家康、新イスパニヤ総督ニ与フル答書ヲ裁シ、其使者ニ付ス、^{つい}尋デ、秀忠モマタ、答書ヲ出ダス、

〔異国日記〕一

上略、崇傳、家康ニ駿府ニ謁スルコトニ係ル、六月二十日ニ収メタリ、大御所様、御機嫌能御対面、
則濃毘数般^{ノビスパニヤ}へ御書可被遣候、仏法を日本ニ弘候事無用、只商売ニ船往来可有之由、御書可相
認旨被仰出候也、向井兵庫、当院へ被来対面、兵庫被申候ハ、此御書ハ御返事也、去々年、
濃毘数般^{ノビスパニヤ}ノ船損、日本へ来ル時、上様^{より}御船被仰付帰国、其御禮ニ船ヲ渡テ御音信物を上、
書を捧候也、具^{つぎ}ニ被語候也、本多上野殿添状アリ、

覚

一 のひすはんやへ 御朱印一通

一 ろそんへ 御朱印一通

日本国 臣上野介藤原正純(註：向井兵庫正綱のこと)

拝進

濃毘数般^{ノビスパニヤ}国 執事中

如此相認、七月朔日ニ、常習へ持セ遣候、向井兵庫所望被申候間、廣西堂ニ鳥子ニかゝせて、
かな付て、兵庫へ渡候、將軍様可懸御目由也、

敬具

註8：

向井家は将監の父の正綱の頃から、単に船そのものだけでなく、朱印上にも係わっていたことを示す金地院崇傳の書である。

964p

2) 〔西班牙国セビーヤ市印度文書館文書〕

CARTA DE IYAYASU AL VIRREY DE NUEVA ESPAÑA. Julio, 1619.

(家康からヌエバ・エスパーニヤの副王への書状、1612年7月)

千六百十二年八月二十四日、日本国浦賀港に於て、

金銀島の探検、並に日本皇帝(註：徳川家康)、及び皇太子(註：徳川秀忠)への使節を委任せられたる司令官セバスチャン・ビスカイノ、去年新イスパニヤ総督閣下より送りし書状に対する、皇帝の日本風に認めたる答書を受領し、・・・右の公文、及び日本皇帝(註：家康)の日本文の書状を見、神及び陛下の御為めなることを認め、当国の語に通ぜる伴天連フライ・ルイス・ソテロ及び伴天連フライ・セバスチャンと共に、之をイスパニヤ俗文に訳セリ、即ち一字を加減することなく示すこと左の如し、

日本の君源家康、新イスパニヤの総督に答ふ、予は大なる満足と尊敬とを以て、閣下の書に接し、又之と共に、覚書に符合する贈り物を領し、その厚意を以て贈られたることを諒し、大に之を謝す、

数年前、フィリッピン諸島より、貴国に至る商船一隻、計らず日本国上総の海岸に著して粉碎せり(註：1609年9月30日に千葉の岩和田で遭難したロドリーゴ・デ・ビベロが乗船したサン・フランシスコ号)、予大に之を憐み、特に一船を艤装せしめて(註：アダマスが建造した第2船のサン・ヴェナベンツラ号。1610年8月1日に浦賀を出帆、10月27日にマタンチェンに到着)、破船の避難者を送還せり、該船恙なく貴地に著せしにより、謝意を表する為め、閣下今一船を造せり(註：同名のサン・フランシスコ号であるが、前記の難破したサン・フランシスコ号とは別の船にて1611年3月22日にアカプルコを出帆し、6月11日に浦賀に入港、6月22日に江戸にて秀忠に謁見、8月27日に駿府にて家康に謁見)、これ予が幸とする所なり、自今両国間の親交貿易継続し、毎年商船往来すべし、・・・

右は、書状原文の好き忠実なる翻訳なり、その正確なることを保証して、司令官及び書記と共に、予等の名を署す、證人は当港滞在のフワン・デ・オス・グレゴリオ・マチャス、及びフランシスコ・ロドリゲスなり、

同年九月一日、セバスチャン・ビスカイノ(花押)

右正確なることを保証す、書記グレゴリオ・ロペス(花押)

3) ビスカイノ金銀島探検報告

村上直次郎訳註 「ドン・ロドリコ日本見聞録 ビスカイノ金銀島探検報告」、昭和16年12月10日発行、奥川書房刊より

(1)p

「(巻頭)・・・陛下(フェリペ3世)の命令により1611年日本地方に在りと伝えられたるリカ・デ・オロ・イ・プラタと称する諸島の探検を行ひたり。此探検を担当する司令官、及び右日本の皇帝(徳川家康)並に太子(徳川秀忠)に対する大使は、メキシコ市の住民アバロス州諸村土人の領主(エンコメンデーロ)セバスチャン・ビスカイノ、乗船はサン・フランシスコと命名したる帆船にして、ベニト・パラシオス船長事務長兼航海士長たり。ロレンソ・バスケス之が補助たり。(以下フランシスコ跣足の僧(註：6人の名前省略)、公用書記アロンソ・ガスコン・デ・カルドナ、**海員五十一人**及び、去る610マ年右日本より新イスパニヤに來たりし日本人の首たる人ドン・フランシスコ・デ・ベラスコ別の名ジョスケンドノ(註：田中勝介殿、ベナベンツラ号に乗って渡墨)外日本人22人なり。・・・

第一章

前記司令官は此探検及び使節の為め1611年3月7日○慶長16年1月23日月曜日にメキシコ市を出発してアカプルコに向かへり。・・・アカプルコの港には同年同月19日土曜日に到着せり。此探検及び航海をアカプルコ港より直路日本国に向ひて行ふべからず、マニラ市及

びフィリピン諸島より之を始むべしとの反対意見ありしことに付きては此報告書に述べず。陛下は此事に関して三つの勅書を発せられて前記総督(註：サリナス侯爵ドン・ルイス・デ・ベラスコ)に交付し、此探検に付最善の処置を執らしめ給へり。彼は偉大なる長官にして諸事陛下の意志に従ひ王威の増大せんことを希望せるが故に、航海に精通熟達せる著名なる人達即ち(註：アントニオ・デ・モルガ、フライ・アロンソ・デ・ムニョスを含む4人の名前が挙げられている)及び前記司令官セバスチャン・ビスカイノ其他数人並に航海士等を集め、**此探検はアカプルコを出て直路日本国に向ひ、前記日本人等を其国に送りて前記皇帝及び其子太子に前記侯爵の使命を伝へ、又其贈物を呈することを一致決議せり。**而して同国に着して長崎より日本の首端セストス(Cestos、註：想像上の名前と考える)岬に至るまで該海岸に在る港湾及び入江を測量製図する許可を同皇帝に請ひ、此事を終り又**日本に於いて別の船を建造し、**冬季を過ごしたる後、春夏の始となり使節に対する前記皇帝及び太子の回答を得て、天候許さば前記侯爵の一般訓令に掲げたる命令に従ひて右の金銀に富める諸島探検の途に上ることゝなしたり。・・・

第二章

(7)p・・・同月22日に至り準備を終了し、昼の11時と12時の間に・・・帆を揚げて海上に出でせり。・・・本航海に参加せる航海士等及び熟練せる水夫等が航海記録を作れるを以て、此報告書には針路、緯度、陸地の目標も又航海技術に関する事も載せず、**只事件の発生するに従ひ年月日に依りて之を記し、**陛下及び国务会議並に総督に対して探検及び使節に関し起りたる事を報告する用に資せんとす。

第三章

(9)p・・・同(5)月23日太陽を測りて33度餘殆んど浦賀の港の方位にあることを発見せり。我等がアカプルコを出でし以来此位置に来るまで常に北東東及び南東の順風を得、25度以上緯度の加はるに従ひて風は強度を増し、雨暗黒濃霧激しく。又波浪高く我等は帆桁を卸し帆を外して海上を漂流し、天晴れ5月25日○我が4月13日。満月となるまで待ちたり。・・・15日○25日の誤ならん午後帆を掲げて航海を続けしが、風は南及び南西にして微弱なりき。同月27日金曜日に至り夜の12時に颱風起り、南東の風に依り雨強く、翌28日土曜日日没まで継続せり。而して浪高きが為め**船は大橋に近き楔の辺りに破損を生じ(el navío se abrió por la llave de junto al árbol mayor、**註：主橋が甲板を通る周りを埋めるための楔のことであろうか?)、浸水甚だしくポンプを用ふるも救済すること能はざりき。此事は大なる恐怖と心痛を惹起せり。天候回復して、司令官は潜水夫(buzo)をして海中に入り水の侵入する箇所を捜さしめしが之を発見せず、浸水甚だしかりしが為め我等は一層心痛せり。司令官は締綱(tortones o tortores)を用ひしめ、又人をして甲板と船底との間に入り船及び船荷を動かさしめしが(**y se ondease el navío y ropa**)、之を努力実行して神の御意に依り船尾の一区の板の合わせ目より浸水せるを発見せり。水は股の太さとなりて侵入し甚だ多量なりき。我等は大に努力して之を防止せり。生命の危険に瀕せしが故に諸人の之に依りて歓喜せしは推察することを得べし。

我等は再び帆を揚げ航海を続けて同月末日火曜日○5月31日即ち我が4月19日。にありしが、同夜の同時刻○夜半12時に再び同様に颱風起り、前回よりも更に激しかりき。若し水を防ぐこと能はざりしならば航海は茲に終わりしならん。神の御意に依り天明に至りて天候回復し、我等は陸地を認めたり。然れども波浪高かりしが故に航海士等は之を探検するを欲せず海上に引還し好晴を待つことゝなせり。而して太陽を測り35度餘の所に在りしを発見せり。此所にて潮流○黒潮ならん。は流の急なる川の如く異常なる力を以て我等を北方に押流し、高緯度に向はしめれば、我等は船脆弱(flaqueza del navío)なるにアカプルコに於て加へたる手当十分ならざりしに依り甚だ心配せり。何となれば冬の最中に屢々台風に遭ひしことを思はず、脂肪及び石灰(sebo y cal)を以て填隙したるに過ぎざるが故に、天候少しく悪しき時は詰綱の除去せらる(con qual tiempo alargaba estopa、註：estopa はまいはだのことである)べきは明なればなり。此の如き處置(註：いい加減な修理)をなしたる人を神の赦し給はんことを。

又航海延引せるを以て糧食の懸念起りたり。何となればアカプルコより持参せる糧食に錯誤あり、日本の船○1611年3月18日付メキシコ総督のイスパニヤ国王に上りたる書翰に依れば、総督はドン・ロドリゴの乗りて浦賀よりアカプルコに渡航したる日本船ブエナベンツーラを買受け、探検の航海に用ふる計画なりしなり。の代わりに本船を用ふるの命令あり(tomar este navío por el del Japón)、船長は疑念を懐くことなくフィリピン諸島に行く為め既に本船に搭載しありし糧食を受取りたるが、此航海の為め受領すべき分量に比して不足あり、又受領したる物も甚だ不良にして食用に供する事能はざりき。・・・

同月(6月)9日昼の9時に設備整ひたるフネfune即ち舟8艘(ocho fune o naves de japoneses)船側に来り、我等何国人なるか探らんとせり。・・・日本人4人船に入り来りたれば・・・此地は何処にして何人の領地なるか尋ねしに久慈濱(註：日立市)と称し、・・・

・・・此日○6月10日。我等は海岸に添ひて進航し午後5時頃我等の大に希望せる港を認めたり。

司令官は大砲を発射せしめ、フネ(船)の司令官○船手方向井兵庫頭正綱に出て我等を入港せしむる様信号をなさしめたり。・・・風は止み、岩及び浅瀬の間を曳舟にて通過し、同夜8時我等を入港(註：浦賀)せしめたり。・・・

当日○6月10日は金曜日にして光榮あるサン・ベルナベの祭日の前日なりしが、当国においては土曜日○6月11日即ち慶長16年5月1日にして同祭日なりき。・・・干潮なりしが故に船にて城郭並に宮殿の在る所に至ること能はざりしに依り、我等は止むを得ず下船し、前記の旗楯等を携へて陸路船舶司令官の家に向ひ、祈祷の時刻○夕の祈祷の刻限に市内に入りたり。彼等父子は大使並に部下を迎へ、一同を宿泊せしめ十分に晚餐を供し、^{ただ}皆に父子のみならず其家に在りし二百人餘の家臣等も亦大なる愛情を示したり。・・・

(32)p

第五章

既に述べたる通我等は前記の日○1611年6月17日即ち慶長16年5月7日8時頃浦賀(註：浦川

とあるのは以後全て浦賀とする)を出発し、同日午後 5 時江戸の川口に着きたり。同所には船舶司令官及其子○向井兵庫正綱、其子将監忠勝並びに皇太子の他の家臣等出迎えいたるを發見せり。・・・

翌水曜日○22 日昼の 8 時に殿下(秀忠)の護衛兵全部と多数の貴族大使と同行せん為め旅館に来たり、・・・行列は航海士補ロレンソ・バスケス長銃を持ち巧に隊長の役を務めて先頭に立ち、・・・大使(ビスカイノ)の前には船舶司令官及び有爵の貴族一人進み、威儀を正して宮城に向ひたり。・・・翌金曜日光栄あるサン・フワンの祭日○24 日。大使は部下を率いてサンフランシスコの庵に行きミサを聞き当市に於て収めたる成功に対し神に感謝せんと定めたり。・・・

我等が右の僧庵に向ひて行進せし時、政宗といふ奥州の国を領地せる貴族(註：伊達政宗)2000 の兵士と多数の騎馬の士を率いて街上に待ち受けたり。彼は甚だ有力にして何時にても戦場に 8 萬餘人を出すことを得べし。彼は大使を見るや直に馬より下り使者を遣はして兵士に長銃を發射せしめんことを請ひたり。街上に在りし他の馬は火薬の響を聞きて騒ぎ、主人を地上に投げて走り、食糧及び野菜を負ひたるものは地上に転倒せり。

右の貴族其他日本人等は大に之を喜び死する程笑ひたり。此事終りて大使の許に來り地上まで體を屈して謝意を述べ、部下及び領土を其用に供すべし(le ofreció su gente y estado)と言ひ、甚だ鄭重に挨拶をなして通行せり。・・・其後大使は浦賀に赴き次で皇帝に使命を伝ふるの許可を皇太子に請はしめ、大使は何時でも其父の許に赴きて使命を述べることを得べく、船舶司令官は浦賀に歸る為め必要なるものを悉く給すべき命令を受け、又同所より宮廷○駿府に到るまで陸路を行かんことを欲せば必要なる馬匹を供すべく、若し海路を取るに決せば船を給すべく、彼並に其部下 500 人同伴するも十分なる食物を給することを命ぜられたり。・・・

註：(70)p に記されている皇帝の名を騙って商売の邪魔をした 2 人の商人達のことが詳細に報告されているが省略する。

(56)p

此報告に述ぶるが如く今日まで甚だ良好なりし船舶司令官の子息(註：将監)との關係に付此際障害発生し不快の感を與へたり。

それは次の件で、ドン・ロドリゴ・デ・ビベロの従僕一人、有名なるを以て此処に其名を記さゝるが、当国に在りし時之に商品を託し、メキシコに持ち渡りて売却し売上高を以て布地及び羅紗を調へて送らんことを依頼せり。商品はメキシコに於いて好く売れたること聞こえしが、何物も送付せざりしが故に彼(註：将監)は甚だ憤りたり。但し利害關係に因るにあらず、主人並に従僕に対する非常なる歓待を無視したるが為なり。大使は彼を宥め、ドン・ロドリゴは此事に付き何も知れる筈なく、其僕通信をなしたること明なれども達せざりしならんと述べたり。

我らの待遇は全く此人の手に懸れるを思ひ、大使並に教師等は約 700 ペソに相当する布地及び羅紗を彼に與へたり。此行為は甚だ不当にして懲罰の価値あり。

同月 29 日○30 日の誤にして慶長 16 年 5 月 20 日に当たる。木曜日、我等は浦賀を出発し、皇帝(家康)に使命を伝へん為め駿河市○駿府に向かひたり。

(68)p

木曜日○6 月 7 日**港湾の測量及び船の建造に対する指令(sondar los puertos como de fábrica de navíos)**並にイスパニヤ及びフィリピン諸島より当国に来る商品に対して販売禁止又は一括買受(pancada)を行はざる朱印状の公布を皇帝に請願する為め、当国の風習に従ひ書面を出すことを命じたり。其覚書は次の如し。

イスパニヤ王ドン・フェリペの司令官セバスチャン・ビスカイノ白す。彼は国王並に新イスパニヤ総督より、陛下の許可を得て航海士並に水夫数人と共に**長崎より秋田の国、又は海岸の及ぶ所まで**、当国の海岸に在る**諸港湾を測量し、圖を作り、航海に用ふる為め緯度を付する(sondar, demarcar y poner en altura, a uso de navegar los puertos que hay en la costa de este reino)**ことを命ぜられたり。・・・

セバスチャン・ビスカイノ白す。当国の最も便宜の地に於て、相当の容積の船 1 隻を建造し、此船に依り同地に帰り、又当国産品数種を搭載せんと欲する(**en la parte más cómoda de él, haga un navío de moderado porte**) が故に、許可の恩命を與へられんことを願ふ。船の建造を一層容易ならしめん為め陛下が援助を與へられ、木材、大工及び鐵工其他必要なる人員を給し(**sea ayudado para hacerlo, con más facilidad, con maderas, carpinteros y gerreros**、其労力に対しては陛下の御用を勤むるに当りて與へらるゝ常例の報酬を與ふるが為め、朱印状を交付せられ(**se le de chapa**)、又当国の貴族一人を指名し其監督の下に右の船を建造せしめられん(**y se nombre un caballero de este reino, a cuyo cargo esté hacerse el dicho navío,**)ことを請ふ。右請願を許可せられなば、其君なる国王の名に依りて大に感謝すべく、又同船に依りて来年再び当国に来るべく、既に開けたる貿易並に親交は益々発展して多年に及ぶべし。云々。

(70)p

セバスチャン・ビスカイノ白す。・・・当国に於て売却し其売上高を以て船員一同に食物を與へ、別に許可を願ひたる船を造らんが為め少量の布地及び羅紗類を持参せる外商品を持渡らず。先頃浦賀の港に於て之を売却せんとせしが、宮中より数人の日本人来り、陛下が自用の為之を要せらゝ由を伝えて販売を妨害せり。此事若し実正ならば船と其内に在る物一切及び太子の身も其君なる国王の名に於て之を陛下に呈すべし。・・・

翌火曜日○(6 月)19 日我等は藤沢に着き、殿下の命に依り大に歓迎厚遇せられ、又皇太子より命令ありたるに依り何日にても休息する様大使に申出ありしが、旅行を短縮し商品の販売、船の建造及び港湾の測量に付命令を與へん為め留まることを欲せざりき。

翌水曜日○(1611 年 6 月 20 日)我等は浦賀の港に着き、我国人の健全なるを見たり。・・・

神の御蔭に依り日本人と喧嘩せず、又深いを感じべき事も起らず、又使節 2 回の行に国庫

より陛下の為め支出せしは 100 ペソにも達せざりき。・・・大使は熟慮励精事に当たり 1 レアルを百万の如く見て、船の建造其他航海の諸経費に欠くる所なき様注意せり。・・・

(80)p

第七章

右に述べたる如く(1611 年)7 月 20 日○慶長 16 年 6 月 11 日。水曜日浦賀に着きて直に商品の売却を実行せり。利益を収めん為め非常なる努力をなし、少しづつ売れたるが布地及び羅紗は甚だ上等なる品にして價高く、当地に於ては之を知らず、着物其他廉価の品に慣れたるが故に売行少かりき。又閣下が訓令書中に命ぜられたる船を造らんと企て、**当国の大工其他職人等と交渉せしが、100 噸以内の容積にて 8000 タイス(taes、註：単数では tail、スペイン語アカデミー版辞典によれば、フィリピンで 17 世紀頃、当時のスペイン・中国間貿易によって使われた中国の通貨で、6 ペセタ 28 センチモに相当した)以下にて建造するを諾せざりき。**売却する為め持参せし商品の売上高を以て之を建造し、又船員の諸費及び帰途の経費を支弁すべきが故に更に多額の商品ありても足らざることを考へ、**司令官は之を建造せず、我等の船に修理を加へて強固ならしめ、之にて航海をなすことに定めたり。**

此事決定したる後、(1611 年)8 月 25 日○わが 7 月 18 日。サンチャゴの祭日に平戸の港にある船○蘭船ブラック*。(＊船長ピーテル・セーヘルズが 1611 年 7 月 11 日に平戸に到着した蘭船)にて渡来せし蘭人二人当港に着きたり。・・・彼等は英国人の航海士○1600 年即ち慶長 5 年豊後に漂着せし蘭船リーフデの航海士にして・・・三浦按針の名にて知られたるウィリヤム・アダムスなり。に依頼して司令官に之を通ぜしが、・・・面会することなく夜中退去するの手段を取りたり。註：蘭人達は、ビスカイノがオランダの悪口を家康に述べたことに対して、彼に抗議をしに來たもの。両者側から、会食を招待し合ったが、両者共に主催者たることを譲らなかつたために、会わなかつたと、オランダ側の報告書には記されている。前出の〔和蘭東印度商会史二〕1611 年 8 月 26 日の項。

又^{マカオ}媽港よりフラガタ船 1 隻來り(註：6 月 19 日に薩摩の港に來航)、同船にて皇帝並びに皇太子への大使として印度艦隊司令官ドン・ヌーノ・ソトマヨール渡來せり。彼は贈物を呈し又長崎に於て該市○^{マカオ}媽港のガレオン船 1 隻○葡船マードレ・デ・デウス。を積荷と共に焼捨てたることに對して抗議を陳べ、ポルトガル人に対する嫌疑は事實にあらざるを弁明し、又許可を得ば再び当國に來りて貿易を行ふべし、但し数個の条件を付すべく、其一是奉行即ち長崎の長官を廢することなりと述べたり。皇帝は冷淡に彼等を遇し、其指令はポルトガル人等の望むところのものにあらざりき。

註：この件によつて、家康に通訳として重用されていたポルトガル人ロドリゲス神父が 1610 年にマカオに追放され、ウィリアム・アダムスが家康に重用されるきっかけとなった。

(86)p

第八章

右に述べたる如く 10 月 6 日○我が 9 月 1 日。木曜日、浦賀の港を出発し、同日神奈川に(註：新サンフランシスコ号にて)着きたり。天候好からざりしが故に江戸に達する能はず翌日○

7日同所に着きたり。而して船舶司令官向井将監殿の手を経て前記の指令を受くる交渉に着手せり。此人は大なる好意を以て一切の請願を援助し、直に我等の希望を皇太子に通じれば、皇太子は・・・要求するところの指令を迅速に與へしめたり。

因て当国の首端(註：本土の北端)の諸王侯に宛て甚だ都合好き朱印状を交付せり。

(88)p

将監殿の皇太子(秀忠)の寵遇を受くることは非常にして、我等が同市に着きし以来皇太子の貴族等より大に羨望せらる。・・・然れども彼は大なる思慮ありて善く之を忍び、或人々に対しては彼の父(家康)並に皇太子に盡したる所は、與へられたる名誉に相当せりと言へり。・・・又船舶司令官を介して我等が船を建造せざること、及び其の必要なる物欠乏せるが為めなることを聞き、其父の不行届を遺憾とせるが、船を建造する為め交付したる朱印状を渡さば、船を建造し喜んで来船の予備として之を與ふべしと伝えたり。

我等が皇太子に負ふ所少からず、基督教に対し其好意を得る為めには彼を不満ならしめざること寛容なるを思ひ、船舶司令官に朱印状を渡し、該船の容積は 100 噸(註：トネラード)を超ゆるべからず(que navío no había de ser de más porte de cien toneladas)、又其乗組員は悉く司令官の命令を奉ぜざるべからず、同船と船に託送すべき物の管理者としては日本人二人以上を乗組員となすべからず。又造船に付きては陛下に 1 レアルの負担をもかくべからざることを条件となせり。又アカプルコ港に着きて総督船を買取らんと欲する時は、廉価(moderados precios、註：廉価というよりは手頃な価格という意味)にて売渡すべく、若し然らざる時は自ら経費を負担してマニラ又は総督の命ずる所に航行することに定め、若し他の人々と同じく給養をなさば、此目的の為め連れ来りし工事長(para fuese de provecho、註：工事長という具体的な役職を述べているものではなく、建造を完成させる人物という程度の意味)其他必要なる人員を貸すべしと告げたり。

因て一つの協定書を作りしが、此時司令官(ビスカイノ)は多くの目的を有したり。第一は皇太子に不満を懷しめざること、又一つは指令の際航海士其他吏員に報酬を給せば、之を継続し、新イスパニヤに於て返弁する為め司令官に之を委託すべきことなりき。

同月(10月)22日土曜日十分の便宜を與へられ同市○江戸を發して旅程に就きたり。・・・火曜日○25日宇都宮の市に到る。・・・

土曜日○11月5日即ち我が10月1日同市(米沢)發、行進して火曜日○(1611年11月)8日仙台に着せり。之を領する王は伊達政宗殿にして帝国の最も強大なる領主の一人たり、其家甚だ舊く、皇帝に次ぐ人物なり。到着前通訳を以て朱印状を届けしが、彼は之を受領して旅舎食物其他司令官及び随員に必要な物の準備を明示、・・・

木曜日○(11月)10日昼の10時ころ王は多数の貴族及び兵士を出し、大使として宮中に迎ふることとし、接伴の鄭重なることは江戸に於けると同一なりと言うふことを得べし。大使は此領主の強大なるを見、又此海岸全部の領主なるが故に其好意は我等のなさんとする所に關係大なるものあり、・・・王は書記官を介し司令官は其国(奥州)に来たれる最初のイスパニヤの大使なれば大に之を見ることを喜び、その家にて必要とする物は皆提供すべしと言

ひ、又国内に多数の広く且良き港あらばフィリピン諸島及び新イスパニヤの船此所に来るべく、我等の君なる王と親交を結び、新イスパニヤの総督と通信するに至らんことを希望し船の優遇を保証すべき旨を伝へしめたり。

此の如く十分の給與を受け、火曜日○(11月)15日出発せり。・・・

此日○(11月)15日鹽釜に到りて夜を過ぎし・・・水曜日 16日未明に船に乗りて同所より 3 レグワの 1 港に至れり。小船の為には可なれども我等の目的には適せず。同夜は松島に到りて夜を過ごし、寺を觀たり。・・・

翌金曜日○(11月)18日。旅行を繼續して夜大塚に到り途中一つの大なる湾を探検せり。湾口に数島あり、港は安全にして障碍物なく、200 噸(トネラーダ)の船を停泊せしむべし。・・・

日曜日○20日。之より約 1 レグア(註：訳 5.57km)を距て、全く風を受けず水深き良港あり。1000 噸(トネラーダ)以上の船も停泊することを得べし。此所に小竹と称する 1 村あり、此港をサンタ・マルガリタと命名せり。其緯度は 38 度強○38 度 24 分なり約 1 レグアを進めば右に劣らざる他の良港ありサン・フェリペの称を與へたり。海岸に月浦(Chiquimora)といふ村あり。又 3 レグア(註：16.7km)を進めば安全なること右と同じくして更に深き港あり。・・・

翌 23 日水曜日午後 2 時雄勝に着きし、同所にて就寝せり。此港に入る前に他に二つの村あり。其一つは水濱と称するをサン・ジェゴ他のバケ○分濱をサント・ドミンゴと命名せり。雄勝は湾の端に在り、其内に 1 港あり、世界中最も善く又一切の風より保護せられたるものにして、此の如きは未だ他に発見せられたることなし。何となれば出入口甚だ深きのみならず、海岸に着きても海底まで 10 尋以上あり。・・・

金曜日○25日我等は海路此地を出で、・・・土曜日○26日海路及び陸路に依り歌津に、日曜日○27日気仙沼に着きたり。此地は他の甚だ大なる入江に在り、江内に想像し得べき最良なる港五つあることは圖に掲ぐべし。・・・

金曜日○12月 2 日即ち我が 10 月 28 日我等は越喜来(註：大船渡市の北東約 20km)の村に着きたり。・・・此処に着く前住民は男も女も村を捨てて山に逃げ行くを見たり。(註：大地震、津波発生)・・・此事は午後 5 時に起こりしが我等は其時海上に在りて激動を感じ、又波濤合流して我等は海中に吞まるべしと考えたり。我等に追隨せし舟 2 隻は沖にて海波に襲はれ、沈没せり。・・・

是故に(註：これより北に行くと冬が深まることとすでに良港をいくつも見つけた理由に依り)日曜日○(1611 年 12 月)4 日我等は海路船に依りて引還し、前記の諸港湾の位置を測定し、今泉に到りて夜を過したり。同所に於ては前記の海水漲溢の為め村の家は殆ど皆流され、50 人餘人溺死したることを発見せり。然れども我等は終に厚遇を受け、月曜日○5 日陸路仙台に向へり。

12 月 8 日○我が 11 月 5 日木曜日、我等は旅程を倍して同市(仙台)に到着せり。・・・我等は大に到着を急ぎしに拘らず、王は(駿河に向け)出発せる後にして、・・・発見したる沿岸諸港及び江湾の圖を作る為め金曜日○16 日まで此処に滞留せり。蓋し此事其他をなすには此航海

の準備特に其供給甚だ不十分に於て、滞在 1 年に及び乗組員の給養、船の建造(hacer el bajel y)乗船新サン・フランシスコの修理(prevenir el aderezo del navío San Francisco、註：aderezo は修理そのもではなく準備、従って「準備を予定する」と訳した方が正確)、帰路の糧食調達、他の諸費、又使節の旅行、港湾の測量、一切の経費は上等羅紗及び布類に投資せる 5500 ペソに過ぎず、・・・身分ある人一人メキシコよりアカプルコに赴くにも不足なり。

(116)p

我等が此地に滞留せし間、国王は司令官到着の上彼と会し、船を造り、之に依りて陛下並びに新イスパニヤ総督に進物を送り(hacer un navío y en él enviar presenteva Su Santidad, Su Majestad y Virrey de la Nueva España)、又自領に於て福音を解くべき教師を求めんと欲する旨を告ぐることを命じ置きたれば、我等は望む所にあらざれども王の顧問官等を喜ばしむる為め之と会談し、事甚だ重大なるが故に熟慮する必要あり、司令官は江戸に於て彼等の主君なる政宗に回答をなすことに定めたり。・・・此数日は此市に於て愉快に過し、司令官は長官を招待し、彼も亦其家に於て饗宴を開き、我が国風の肉を沢山に供したり。・・・

(118)p

金曜日○(12 月)16 日・・・此市(仙台)を出でたり。

金曜日○23 日は平の市に於いて夜を過ごせり。其領主は鳥居左京殿なり。・・・旅程を倍加し・・・(1611 年)12 月 30 日江戸の市に着きたり。我等は皆健康にして沿岸の領主及び臣民一同を我等の友となし、政宗はイスパニヤの船其領内に着することあらば厚遇し、十分なる供給をなし常に其領内に来るに至らしむべしと言ひ、又前に述べたる如く其臣民のキリシタ 2 とならんことを望めり。

(124)p

司令官は着後直に・・・浦賀に赴きて或る事を処理し、其後帰り来て皇太子の手に接吻し、発見したる諸港の図を示す許可を請ひたり。其許可を得、又政宗にも同様にせしが、彼は司令官の面会せずして通行することを欲せず、月曜日○1612 年 1 月 2 日即ち慶長 16 年 11 月 30 日。午餐の為め其家に待ち受くべく、彼を見ざれば 1 時間は 1 年の思ありと言へり。午後 3 時頃其家(註：政宗の屋敷。欄外に「政宗ソテロを優遇す」とある)に行きしが、同所に於て司令官並にパードレ・フライ・ルイス・ソテロを大に歓待し、パードレに尊敬を表せしことは言辞に現はす能はず。手づから食物を供し、又自ら酌人を勤むるに至り、司令官に対しても同様なりき。・・・(註：政宗は)己の刀を司令官に與へ、其(ビスカイノの)剣を與へんことを請ひたり。之をなしたるに彼は大きいに礼儀を尽くして之を受け、十字架に接吻し、剣を頭上に置き、又其国風に從ひ他の儀式を行ひしは觀物にして、家臣等も彼の此の如くイスパニヤ人を愛するを見て驚きたり。彼は又極端の事を行ひたり。即ち殆んど彼の前にも出づること能はざる一人の家臣を招き、之に言へるは、汝は我が家臣にして頭を床に付くるにあらざれば我が前に出づことは汝の知る所なり。然れども汝はキリシタンにして、司令官の友人なるが故に、今日は我が食卓に於いて共に食すべし。而して汝にトノ○殿たる徴

章三つを與ふべしと。諸人は此事を驚愕し、(註：この一人の家臣は支倉常長ではないかと考える)

而して火曜日○(1612年1月3日)我等は浦賀への旅程に就き、翌1月4日水曜日に同所に着き、・・・

(126)p

此旅行が甚だ愉快に終り、国庫の負担は300タイス餘に過ぎざりしは神に感謝すべきことなり。・・・90日を費せし此測量は2ヵ年をも要すべし。又前記の船(註：金銀島探検船)を建造する為め少しく木材を伐り始めたるを見たるが、寒氣烈しく何事も甚だ緩慢なり。其始末は後に述ぶべし。

又皇帝並に皇太子は航海の主要な目的が諸島の発見にあることを関知せる由なり。此事は当国に在るイギリス人○ウィリアム・アダムス。及びオランダ人○平戸商館長スペックス等。が彼等に告げたるなり。又彼等○蘭英両国人。は何故に其国内の港湾及び沿岸の測量を司令官に許したるかと言ひ、イスパニヤ人は尚武の国民にして武技に熟したれば、大艦隊を率い來りて其国を奪はんとすることあるべし。己等の国においては此の如き許可を与えずと述べたり。皇帝は之に答へ若し之を許さずば他国を恐るゝものなるが故に卑怯なり。又イスパニヤ人の目的此の如くなるを聞かず十分なる許可を與へたるが、若しイスパニヤ全國來りて彼に当たるも彼は己を守るに足る兵士を有し、之を恐るゝことなく、何等懸念することなしと言ひ、又其の発見せんとして來れるは如何なる島にして如何なる位置に在るか、之に付きて如何なる報道あり、如何なる富を有するかと尋ね、若し自国内に在らば之を守るべく、若し然らば之を探検して発見し貿易をなすに適當なる位置に在らば之を喜ぶべし。彼の重要とするは貿易の事の外になしと言へり。

オランダ人等はポルトガルの船破損して偶然此島を発見し、数日間同所に留りて、住民あり土地肥沃にして金銀あることを見たるが、其緯度も位置も、又此国より何レグアあるかも確知せざることを告げたり。皇帝は之に答へて、此の如く不確ならば諸島を発見するは容易ならざるべしと言ひしが、彼等は皇帝が其中傷に耳を傾けざりしを不満とせり。此事は其席に在りし日本人のキリシタンより司令官に話したれば、司令官は事を巧妙に扱ふを必要と認め、此の如く公となりたる事を隠さず、皇帝、皇太子及び参議等に之を告げ、若し日本人数人を派遣して同行せしめんことを欲せば、諸島を発見するか否かを見届くる為め、喜で同伴し、我等の君なる国王は如何なる国民に対しても表裏なきことを示さんとす。・・・オランダ人は甚だ悪しき国民にして其王に反乱し、虚言を吐き、中傷をなすが故に之を信用すべからずと述べたり。彼等は我等と親密なりしが故に此言を喜びたり。・・・

我等は(1612年)5月13日○我が4月13日まで此処に在り、江戸に於いては前記商品の販売に努力せしが、・・・時節切迫せしが故に司令官は長崎若くは糧食を買入れ沿岸を測量せん為に赴きたる航海士ロレンソ・バスケスに会う所まで行き、帰途皇帝及び皇太子の使節に対する答書を得、通常好時期とせらるゝ7月の末に我等の航海を續けて、該諸島を探検することに決したり。

(133)p

第九章

5月1日○慶長17年(1612年4月1日。**海路**前記の港○浦賀を出で、同日**伊東**に着きたり。同地に於ては日本人の船を建造せしが故に、工事の状況を視察し、又司令官が陛下(フェリペ3世)を代表して彼等に約束したる所を如何に実行せるか親しく見んが為なりき。何となれば若し其怠慢に依りて期限までに完成せざる時は航海を遂行せざることは其責任となるべきが故なり。而して其の良き状態にあるを発見せしが。此の如き国民と事を共にすることは特に**金銭の消費**に付きて**困難**なり。司令官は書面及び口頭を以てなすべき事を彼等に伝達し、斯くて駿河に向け出発し、同月18日○我が4月18日。到着せり。而して直に皇帝に前進の許可を請ひ、又街道並に海上に於て金銭を支払ひて十分の供給を受くべき朱印状を請求せり。

同月(5月)21日我等は都の市(註：京都)に向ひて出発し、・・・28日先方に着き・・・6月15日まで此処に滞在し、・・・16日伏見の市を通過して**大阪**の市に着きたり。城主は**皇帝の女婿**なり。・・・彼等は帝国内最良なる城の一つに彼を幽閉し、何人も彼と語ることを許さず。蓋し篡奪に付きて語り、皇帝に対して戦を開くの心を起すに至らざらしめんが為めなり。是故に彼に侍するは夜会及び演劇を行ふ多数の婦人なり。甚だ豪勇なる武士の子が情弱に流るゝを見るは嘆しきことなり、彼は30歳○実は20歳。を超えざるに、甚だ肥満し自由に身体を動かすこと能はず。

此市より約2レグワの所に**堺**の市あり。甚だ広大にして都の市と同じく商業の市なり。海岸の大なる湾内に在り、船の港にして帝国の船悉く同所に集れり。

我等は此処にて糧食及び沿岸の測量図を携へ来れる航海士(piloto)ロレンソ・バスケスに会せり。都に帰りて7月2日○我が6月4日。まで滞在し、約束通皇帝並に皇太子に贈り又陛下の為め持ち帰るべく**全発見を4枚の圖に書きたり**。右終りて駿河に向け我等の旅行を続け、同月9日○我が6月11日。到着せり。司令官は直に我等の航海の為め皇帝に告別し、其指令を得んことを計りしが、先ず浦賀の港に赴くべし、同所に之を送るべしとの返答を得たり。参議等の言ふ所に依れば**皇帝は前に述べたる反逆の事に付キリシタンを憤れる**が故に、彼等の中何人も彼と語るを得ず、彼は国内の会堂及び僧院数カ所を破壊せしめたり由なり。○岡本大八の事件に次いで京都有馬大村等に禁教の命を伝へたること大日本史料十二編之九の558頁以下に見えたり。

斯くて我等は**浦賀に向ひ**、(1612年6月)同月16日○我が6月18日。到着し、糧食其他不十分なりしが船は準備しあり、商品の売上高は未だ回収を了せざるを発見せり。之を回収せざるを以て準備を了し、裸體にして負債に苦しめる部下を救済することは能はざりき。

其後皇太子に告別し、使節に対する回答を求めん為め江戸の市に向け出発せしが、其父の命に接するまで之を遷延せり。**彼は何事も父の許可を得ずして行ふことなし**。・・・

我等は其売却を終らず一切を打捨て、8月15日○我が7月19日。一同我等の港○浦賀。に来

り航海の為め必要なる準備をなして同月 11 日○9 月 11 日の日にして我が 8 月 16 日ならん。まで滞在せり。日本人の船は造船臺を下り、艤装中なりしが故に、同行することを得べきか見んとしたるが、彼等が約に違ひ船體を大きくしたると水夫及び航海士十人に過ぎざるとに依り航海にたえざりき。(la nao de los japoneses había viniendo del astillero y se estaba aparejando, por ver si la podía llevar en su compañía mas no pudo ser, por su remisión de ellos y hacer el vaso del navío más grande de lo acordado) (山田訳を下記する：日本人のナオ船は造船場から出て、艤装中であり、連れて行くことが出来るかと見てみたら、それは出来なかった。彼らの勝手な考え(remisión)によって、船の船殻(vaso del navío)を合意したものよりも大きく作って、金がかかったと怒っている。また 10 人以下の船乗り及び航海士だけである) 但し彼等は悪しき国民にして信義なく、其利益を思ふのみにして約を守らざるが故に、司令官に対し種々の非理を行ひしが、止むを得ざると時期甚だ遅れたとの為め或事は之を諾せり。・・・皇帝キリシタンを嫌惡せるが故に諸人皆彼を喜ばせんとするなり。

(148)p

第十一章

我等は(1612 年)9 月 16 日○慶長 17 年 8 月 21 日。火曜日○16 日は日曜日なり。第九章の末に 11 日まで浦賀滞在の事あり、11 日は火曜日に当たれるが故に 16 日は 11 日の誤ならんか。昼の 10 時頃陸地の風を得て浦賀港を出でたり。船舶司令官(al dicho general el de las fune、向井将監)は其船(複)に乗って司令官を見送り、キリシタン等は満足安堵し、我等は必要なる物の準備を十分に整へゐたり。日本人の船(el dicho navío de los japoneses)は未だ必要なる準備整はざりし為め残留し、準備を急ぎしが、船員少数にして多くの物欠けたるが故に、本年航海をなすことは覺束なし。我等は此日江戸の口を出でたり。

同月 25 日航路図に諸島の所在なりとせる緯度に達し、200 レグア餘進航したること発見せり。・・・此の如くして 10 月 12 日に至りしが、・・・航海士長は世界に此の如き島は存せずと言明し、・・・同月 18 日に至りしが、台風起り、北東の風を以て始まり、磁石の各方向に転じ、我等の船は甚だ小なりしが故に(註：乗船しているのは新サンフランシスコ号である。今まで同船の大きさは述べられて来なかったが、「小なり」という表現とメキシコ出発時の船乗りが 51 人であったことより 200 トン程度の船と推測する)、半は難破浸水し、動揺甚だしく波浪高く、船は老朽なりしを以て木材の破損せしが如き音をなし、前甲板(alcázar)の下破損せり。我等は大櫓(palo mayor)を断ち各甲板上に在りし物は悉く之を海に投じたり。5ヶ所に大綱(toretos、註：絞め綱)を施せしが最初の波にて「沈没するの外なきことを予期し、乗組員は非常なる労働をなし失望困憊せり。・・・神の御慈悲と聖母の御庇護に依り天候回復せり。但し波浪は 11 日間引続き甚だ高く、艀口を開き食料及び水を出すこと能はず、乗組員は飢渴の為め死せんとし、又厨炉は海に投じたれば食物を調理する途なかりき。

此の如き状態にて新イスパニヤに向け航海を継続することは不可能となりたれば、會議を

開きて執るべき処置を協議し、再び日本に到りて皇帝より必要なる資金を借受け、明年航海する準備をなすことは陛下も嘉みし給ふべしと議決せり。仍て浦賀又は我等に友情を示したる政宗の領地を指し、36 度半の所を航海して日本に向かひし・・・船は甚だ弱く曩に浦賀に於て修理を施したるにあらずば難破せしこと疑なし。然れども多くの艱難を経て(1612 年)11 月 7 日○我が 10 月 15 日浦賀に到着せり。同所において日本人の船サン・セバスチャン(San Sebastian)は出帆せしが、イスパニヤ人の命を俟たず日本人の意に任せて積荷をなせしが為、陸を距る(*una legua del puerto*、港から)1 レグア(註：5.57km)の地に於いて擱座せるになり。日本人は始めて其過失を認めたり。

船の投錨せし(註：江戸)後同司令官は皇帝及び皇太子に人を遣はして其入港を報じ、困難の状及び 1 年間給養の必要を陳ぜしに、彼等は其辛労に同情する由を述べ、必要なる物は之を給すべきが故に憂ふるに及ばずと言ひ、又皇帝は江戸に赴きて其子に会ひ適当なる処置を協議すべしと返答せり。其後起こりし事は次の章に之を述べし。

2) ベアト・ルイス・ソテロ伝：慶長遣欧使節のいきさつ ロレンソ・ペレス著、野間一正訳

22p

1611 年 8 月若しくは 9 月、ソテロ神父は、政宗に公教要理を講釈し、その領内に於いて多大の成果をあげたのであるが、江戸のオランダ人の仮面をはぎ、イスパニヤ人を弁護するために、この大変有益な仕事を中止した。そして、海賊や正当の王への反逆者によりは、寧ろイスパニヤ王と強調し交際することが望ましい、と將軍に説き納得させた。そこで秀忠は、父家康がかつて意図した如く、ソテロ神父をイスパニヤ宮廷駐在使節に任命し、イギリス人ウイリアム・アダムス建造の船(註：サン・セバスチャン号、(29) : Amati: cap. XI.及び前出ソテロ師「報告」)で航海するよう命じた。この船は 1612 年 10 月 3 日に浦賀港を出帆したが、同夜、暗礁に衝突し、粉々になった(29)。1606 年、家康がフィリピンのイスパニア人と結ぼうと欲した通商関係調整のため、宮廷に赴いたイスパニア船の船長フランシスコ・モレノ・ドノソートをソテロ神父は援助した(30):Pragés:p133) 1609 年並びに 1613 年までは使節セバスチャン・ビスカイノの交渉を受持ったが、ビスカイノの法外な要求のために、 宮廷の役人とうまくいかなかった。ビスカイノは、ソテロ神父から離れていったが、ビスカイノとその部下がメキシコに帰還できたのは、ソテロ神父の御蔭なのである。

43p

思いがけない或る出来事のために、日本人とイスパニア人との関係は、一層親密となり、家康と秀忠は、その希望が達せられるのをみて満足した。1609 年 7 月 25 日、前総督ドン・ロドゥリゴ・デ・ビベロは、ガレオン船「サン・フランシスコ」号に乗り、アカプルコを指し、マニラを出帆した。この船は「サン・アントーニオ」号及び「サンタ・アーナ」号と船団を組んでいたが、暴風のため、サン・アントーニオ」号のみ公開を継続することができたが、他の 2 隻は難破した。「サンタ・アーナ」号は豊後沿岸に入港し、一方、「サン・フラ

「**ンシスコ**」号は関東沿岸に漂流し、9月30日、上総岩和田の港で救助された。勝浦の大名は300名のイスパニア人難船者を保護し、37日間自費で難船者を養った。この時、イスパニア人士官2名は静岡に近い家康の居城に行き、そののち、江戸の官憲のもとに出頭した。2名は24日間かけ廻って、家康の家来に伴われ帰還した。・・・宮廷へ登城の許可を伝えた。この招待を受け、10月末出発した。・・・江戸ではソテーロ神父が修院長をしているサン・フランシスコ修道院に宿泊した。ビベローは、家康に謁見して、この窮状に対して援助を求めたいので、その打ち合わせのため駿府に赴いて貰いたい旨、ソテーロ神父に願った。その4日後、ビベローは、駿府に下り、直ちに謁見を許されたが、パステル神父によれば、この折、イエズス会士ファン・パウティスタ・ボッロ神父が通訳をつとめた。11月及び12月の間は、ソテーロ神父に付き添われ、家康並びに秀忠の老中(コンセヘーロス)と駿府・江戸・伏見・都・大阪に於いて、日本とフィリピン及び新イスパニヤ間の通商の礎を固めるため、度々協議をした。遂に意見が一致したので、伏見に於いて、裁可を仰ぐために、次の基本案を提出した。これはセビーリャ市インド文書館 68-5-7 に保存されている。

「(省略) 以上諸条件を明確に記し、皇帝の印を付した書類3通を、前記ドン・ロドゥリゴ・デ・ビベローに携帯させること。ドン・ロドゥリゴは君主〔イスパニヤ〕国王とこのことを協議し、2年以内に確答申し上げることを約束いたします。然し、右諸条件は確言したものでも約束したものでもないことを皇帝に申し上げます。と申しますのは、国王のもとからこのように遠隔の地にある一臣下が、大いに疑問とする許可事項につき、約束するのは正当なことではありませんので、ただこのことに関し、交渉する人が他にありませんので、この際、当王国に於いて予備交渉をせざるをえなかったのであります。1609年12月20日 伏見に於いて。」

右提案は、提出した翌日、ビベローが返事を聞いたところによれば、同年オランダ人に日本滞留の許可を与えた手前もあり、オランダ人放逐の項を除き、将軍並びに家康により承認された。然し、ビベローに対し、**イスパニア人に誠意をもって接していることをみせるために、家康は、メキシコ副王並びにイスパニヤ国王に使節を遣わすことに決め、ビベローを招き、ビベローが希望していたソテーロ師を除く**という条件で、日本在住宣教師をこの目的にあてるために選ぶことを求めた。そこでビベローは、フランシスコ会士アロンソ・ムニョース神父を指名した。

この折衝を終えると、ビベローは、「**サンタ・アーナ**」号に乗り、アカプルコに向かうため豊後に赴いた。然し、新イスパニヤに渡航するために、ウィリアム・アダムス建造の「**サン・ブエナビントゥーラ**」号を準備せよ、との将軍(註：秀忠)の命が下ったことを知り、次の書状を秀忠に書いた。

「長崎よりの書状により、殿下が**江戸の市にある船**(註：アダムスのを新イスパニヤに派遣することに決し、これを運転する為航海士^{ピロート}ボラーニョス及び船員に命令を下されたことを知りました。

当地の「**サンタ・アーナ**」号は、大きいために安全と安楽は他に勝っていますので、私は

既に同船に乗船する準備をしておりましたが、殿下の家臣が新イスパニヤに於いて歓待を受けることの保証につき責任を感じました。若し尊敬に値し、また威信ある人物が乗組むことなく殿下の船が出帆するならば、かの地で疑惑が持たれるでありましょう。そのような事態に至らず、殿下の名で赴く者に対し、副王以下が相当の歓待をなすことが必要であると考え、(当地より殿下の宮廷に到る道を再び行くのは大変苦勞なことです)同船に乗り、殿下のために盡し、当王国に於いて与えられた恩恵と名誉に報いようと決心いたしました。私が頭領として乗船しますならば、船員も航海士も針路を真直ぐとり航海するでしょうから、従者を先発させ、このことをお知らせいたします。この船は、私が乗船することなく派遣されるのは適当と思われませんので、4月20日前後に私が到着いたしますから、それまでこの船が待つよう命を下されんことを殿下にお願いいたします。神が殿下を護り、王国を増大し給わらんことを祈ります。1610年3月8日 豊後にて。」

この書簡は將軍の命をうけた次の返事となった。

・・・

皇帝の財務方(テソレロ・デ・レアル・アシエンダ)後藤庄三郎の書簡

「閣下の書状に接し、閣下が皇帝のこの船(船名は記されていないが、アダムスの第1の書簡に、「この総督(註：ビベロー)は結局、1610年に私が造った大きい方の船に乗ってアカプルコに送られた」とあるので、アダムス建造の120トンの第2船である)に乗船希望の旨知り、これを皇帝陛下に報告いたしました。陛下は大変喜ばれ、閣下が急遽当地に来られん(註：豊後から江戸への途中に駿府に寄る)ことを命じられました。ただソテーロ神父はこの船に乗船しないことをお知らせいたします。この渡航のために必要なものがありますならば、閣下がそちらの港(註：豊後)よりご持参下さい。その選定は総て閣下に一任いたします。日本人は30名まで当地にて乗船いたします。若し全員収容の余地がない場合は、閣下が適当とお認め下さる者のみ渡航いたします。」

これらの書状を受取り、・・・江戸に旅立った。1610年7月4日謁見し、・・・上機嫌の家康は、ビベローに4,000ドゥカードを提供し、同時に、この金額並びに船の費用は商品で弁済することを認めた。用意万端整い、イスパニア人がドン・フランシスコ・デ・ベラスコ若しくはジェスケンドノと称んでいる田中勝介、及びシュヤ(朱屋)・キュウサイに指揮された21名の日本人が同行し、ビベローはアカプルコに向け乗船した。8月1日出帆し、1610年10月27日、カリフォルニアの港に到着した。メキシコに於いて副王ドン・ルイス・デ・ベラスコに会い歓待された日本人は、1611年3月まで滞在し、センバステアン・ビスカイノを伴い帰国した。

4) 大日本史料十二之十二

9p

〔アマチ編伊達政宗遣使録〕 欧文材料第一号抄訳

○上略、第一章以下ノ三章ニ、奥州ノ国勢、伊達家ノ由緒、政宗ノ人物等に関スル記事ヲ

載セタレドモ、遣使ニ関スルコトナキヲ以テ茲ニ掲載セズ、

第四章

フライ・ルイス・ソテロが江戸に於て、奥州の王の知遇を得たる顛末、奥州の王伊達政宗江戸に滞在せし際、一人の侍女病に罹れり、外国の婦人なるを以て、政宗は特に之を愛せしかば、最良の医師の治療を受けしめたれども癒えざりき、江戸に於ては、皇帝及びその子太子の許可を得て、サン・フランシスコ派のパードレ等在留し、その首要なる寺と僧院とを、此処に有せり、寺の傍らに一つの病院あり、フライ・ペドロ・デ・ブルギリョといふ一人の異留満^{いゝるまん}、此処にて諸病を治せり、病院に赴きし病人は皆快癒し、政宗の重臣の妻も、亦癒えたること、政宗に聞えたるにより、其侍女の治療を右異留満^{いゝるまん}に命ぜんがために、同派の長老パードレ・ソテロを招きたり、異留満^{いゝるまん}は命によりて治療を行ひしに、神の加護によりて病忽ち癒えしかば、王は甚だ之を喜び、ソテロを徳として、之に金銀衣服及び絹の巻物等を贈れり、パードレ・ソテロは、この贈物を謝絶し、彼等は利得の為に治療をなすにあらず、神のために之をなすものなること、・・・唯道を知らざるものに之を教ふべしと命ずることを答へたり、王は之を聴きて驚き、ソテロ、及び医師なる宣教師に面会せんことを望みたり、彼等は王の許に至り、・・・ソテロ日本語を知れるにより、我が国情、並に宗教について尋ね、ソテロの答えを聴きて大に驚き、又饗宴を設けて、厚く之を遇し、・・・ソテロは政宗の奥州に帰るべき由を聞き、其地に至る許可を求めしに、彼はこの請願を快諾し・・・

第十一章

パードレ・ソテロ奥州より皇帝の都に帰りし事、並にその理由

この時に当りて、オランダ人はマウリチウス伯の使命を帯びて、日本に來り、皇帝と同盟を結び、航海士、造船技師、並に砲を供給して、共に東西印度を征服せんと申込み、イスパニヤ王は、該地方に僅少の兵を有するに過ぎず、・・・新イスパニヤ、ペルー、その他に於ては、先ず宣教師を送り、多数の人が基督教徒となるを俟ちて、その国を征服し、虐政を布けりと言ひ、・・・ソテロ寵臣某に、オランダ人の如何なるものなるかを告げ、その締約を防止せんと力めたれば、皇帝の顧問等は、イスパニヤ王と交誼を結ぶは、海賊を業とし略奪を事とする反徒と交るよりも勝れりとなせり、是に於て、皇帝は、ソテロをイスパニヤに遣し、フィリピン諸島及びイスパニヤと通商を開くことに尽力せしめんと決し、之がために、新に船を造ること(註：サン・セバスチャン号)を命じたり、奥州の王は之を聞き、他人の持船を以て、専任の使者を送ること能はざるが故に、ソテロ若し彼の為めにも使用することを肯ぜば、従僕として二人の兵士(註：支倉常長と考えられる)を副へ、彼の使者たる證とすべしといはしめたり、ソテロは之を諾し、1612年サン・フランシスコの祭日○10月4日、の前夜、右兵士と共に船○さん・せばすちゃん号建造ノコトハ、16年9月15日、及び、17年7月1日ノ條に載セタリ、又同船難破ノコトハ、次ニ揚グルせばすちゃん・びすかいの金銀島探検ノ報告ニアリ、並看スベシ、に乗り込みしが同夜港○浦賀を出づるに当り、暴風の為め、船は難破し、一人の溺死者を生じ、他は幸に遁るゝことを得たり、奥州の王はこの報を聞きて、人をソテロの許に

遣し、却て之を喜ぶ趣を伝へしめたり、ソテロは、三人の日本人の説教師を奥州に送り、その後又二人を送り、皆異なりたる地方に於て布教に従事し、多数の信徒を得たり、此等の信徒は、説教師の教訓と、善き模範とにより・・・その熱心を維持せり、・・・

3. 伊達政宗のサン・ファン・バプチスタ号

1) 大日本史料十二之十二

〔アマチ編伊達政宗遣使録〕（前記の続き）

第十二章

高貴なる基督教徒間に不和を生ぜし為め、日本に基督教徒の迫害起りし事、並に奥州の王とパードレ・ソテロとが、江戸に於て再会し、協定をなしたる事、

○中略、岡本大八ト、有馬晴信トノ間ニ、争議ヲ生ゼシガ為メ、家康ソノ近臣間ニ基督教徒アルコトヲシリテ之ヲ処分シ、秀忠江戸ヨリ基督教徒ヲ放逐シ、そてろノ外ハ、宣教師皆此処ヲ去リシコトに係ル、此時に当り、奥州の王は、太子より鷹狩に招かれて江戸に來り、再びソテロに面会して、使者の乗るべき船の建造について談話せり、ソテロは、愈々使者たることを承諾せしを以て、直ちに建造に着手し、（註：何時のことか？）800 人の大工、700 人の鉄工及び 3000 人の人夫を使役して、45 日間に竣工せり、次で又贈物及び途中に要すべき諸品を準備せしめたり、国王は支倉六右衛門を大使と定めたり、支倉の先祖はヤマガタ・チウシオーが奥州を回復せんと欲して來りしとき、之にしたがひて、都より下りしものなれば、その家舊く、格式も亦高きのみならず。支倉は所領多く、王の待衛の長銃隊の長を務め、知慮ありて、軍事にも亦政治にも長ぜる人なるを以て、・・・甚だ至当なりしとて諸人之を賞賛せり、・・・○中略、第十三章、1613 年 7 月 21 日、江戸ニ於テ、基督教徒ノ迫害始マリ、基督教徒 1600 人捕縛セラレ、・・・そてろハ捕縛セタルモノニ説教シ、又其救助ノ為メニ尽力シ、政府ヨリ速ニ去リテ船ニ乗ルコトヲ命ゼラレタレドモ、之ニ応ゼザリシカバ、日本人ノ説教師ト共ニ捕ヘラレ、8 月 16 日焚死ノ刑ニ処セラレントセリ、コノ際政宗ヨリノ飛脚來着し、秀忠、政宗ノ書翰ヲ看テ、そてろヲ赦シムコトニ係ル、

第十四章

特赦の後、ソテロ再び奥州に到りし事、並に同地に於て起こりし事
ソテロが特赦を受けしは、奥州の王の使者來着より 6 日の後なりしが、この日サン・フランシスコ派の宣教師パードレ・イグナシヨ江戸に來着せり、彼はソテロの捕縛せられたる由を聞き、之を助けんが為め、頭を剃り、日本の服を着て、基督教徒の町にして、市況、及び耶蘇会の宣教師等の居住地なる長崎を發し 1500 哩の道を急ぎ來たりしが、その到着遅くして、ソテロ或は殺しさるゝことあらんかと懸念し居たりしに、新イスパニヤ行の船に便乗せんが為め、サン・フランシスコ派の宣教師フライ・チ” エゴ・イスパニヤが仙台に來りしことを聞き、之を招きて、領内の民を教化する為めに、サン・フランシスコ派の宣教師の派遣を乞ふ目的を以て、法王に使者を送らんと欲する旨を述べ、若し、ソテロにして、刑に処せられたる場合には、之に代わりて使者となり、せめて新イスパニヤまで政宗の大使と同行し、

総督に請うて、一行をローマに送らしめんことを依頼せり、パードレ・チ” エゴ・イスパニヤ之を快諾したれば、直ちに旅行の準備を命じたり、然るに、その宮中より辞し去りてより2時間の後、飛脚到着して、ソテロの赦免せられしこと、並に直ちに奥州に来るべきことを報ずる書状を呈したり、国王は、この報を得て大に喜び、祝宴を開き、ソテロがすでにその領内にあることを聞き、途中の接待を命じ、・・・ソテロは着するに及びて、国王の招を受け、・・・国王は、次でソテロ並に支倉六右衛門を招きて、使者として、イスパニヤ王並に法王の許に遣す旨を告げ、その後、書翰その他の書類をソテロの寓に届けせしめたり、王の重臣の中には、親書並に多数の商品を搭載せる船を一面識のパードレに託して、存否の不確なるイスパニヤ王、及び法王に送ることを非とし、之を諫止せんと試みたるものありしが、政宗は之を容れず、尚諸人にその確信を示さんと欲し、狩獵に出で、彼の船のありし港に至り、船内に入りて之を觀、又イスパニヤの吏員、及び、水夫一同を集め、この船を造りて之を送るは、宣教師等を招き、その領内に神の道を弘めんが為めなり、故に神に信頼して、ソテロの命に従ふべし、又宣教師等来着するに及びて、多くの会堂を建設し、遠からず諸人皆基督教徒たるに至るべき旨を語り、又、同じ意を以てその臣下を諭せり。

第十五章

ソテロ来着後、奥州に於て基督教徒の増加せし事、並にソテロが、イスパニヤ、及びローマに対する使命を帯びて乗船せし事、

○中略、ソテロは国王に暇を請ひ、パードレ・イグナショ・フライ・チ” エゴ、日本の大使（註：支倉常長）、及びその同伴者、並に従僕 150 人と共に、1613 年 10 月 28 日○慶長 18 年 9 月 15 日、乗船し、600 哩の海を越て、**屢々暴風に遭ひし後 1614 年 1 月 25 日○慶長 18 年 12 月 16 日、新イスパニヤのアカブルコ港に到着せり。**

2) 大日本史料十二編之十二

1p

後水尾天皇 慶長十八年 ^{みづのとうし}癸 丑 (1613 年)

九月 小盡(註：29 日の小の月)丙辰(註：干支の 53 番目)朔(註：新月)

(10 月 28 日)十五日、^{かのえうま}庚 午、伊達政宗、家臣支倉六右衛門、さん・ふらんしすこ派ノ宣教師そてろ等ヲ使
いトシテ、信書音物ヲ羅馬法王及ビ西班牙国王ニ贈ル、六右衛門等、是日、陸奥月浦ヲ発ス、
超エテ、元和六年八月二十六日ニ至リ、帰朝ス、 (1620 年 9 月 21 日)

○政宗ノ使節ヲ派遣スルニ至リシ事情、並びニ使者ノ出發。

〔伊達貞山治家記録〕二十三

(4 月 29 日) 慶長十八年 ^{みづのとうし}癸 丑、三月丙辰、十日^{ぼしん}戊辰、向井将監殿忠勝へ、御書ヲ以テ、船ノ義ニ就テ、
仙台へ大工共ヲ下サレ、満足シ玉フ、殊ニ御内衆一人相添フルノ由、御念ノ義、別レテ祝着
シ玉フ、将又御在所ノ紅花二百斤、並ニ、蓼喰三羽進セラルノ旨著サル、是ハ公南蛮国ニ船
ヲ渡サルヘキ由、内々将監殿へ御談合アリ、因テ其御用意ノタメ、船ヲ造ラシメラル四月丁
(5 月 20 日)巳小、朔日己丑南蛮人楚天呂ヨリ、公ナンバンへ船ヲ渡サル義ニ就テ、書状進上ス、因テ御

返書遣サル、左ニ載ス楚天呂書状ハ不伝

内々御床敷存知候、具蒙仰、一々被見申候、船之儀ニ付而、内々御肝煎之段承届、誠忝次第候、

- 一 南蛮江遣申候使者之事、此以て前申付候者共ニ、相定申候、但来月者、早々仙台江可罷下候間、カヒタンニモ承合、イマ一人モ相添可申カト存事候、
- 一 船ニツミ候荷物之事、ハヤ手前之分ハ、大形致用意候、カヒタン手前之外、将監手前ニ、三百コホリ可有之由候、其外世上ヨリ、ツミ度ト申し来分、四五百コホリモ可有御座与申候間、其元可御心安候、何様此中懸御目、様子可申承候、被入御念、切々御心付之段、忝存知候、恐恐謹言、

卯月一日 (1613 年 3 月 22 日)

政宗 御書判

ソテロ

将監ハ、向井将監忠勝ナリ、南蛮ニ船ヲ渡サル事、最前ヨリ将監殿へ御談合ナリ、故ニ将監殿ヨリモ、荷物相渡サル用意アリ、

(9 月 15 日) 八月辛酉小、朔日丁亥、南蛮人阿牟自牟(註：アンジン、按針)○いすばにやノ航海士ナリ、英人あだむすトハ別人ナリ、ヨリ、猩々^{しょうじょうひ}緋合羽一個領献上ス、

(9 月 27 日) 十三日己亥、南蛮人二人召し寄セラレ、近日南蛮へ船ヲ渡サルニ就テ、様子等相尋ラル、因テ向井将監殿へ御書差進セラル、御案文不伝、

(10 月 5 日) 二十一日丁未、南蛮人楚天呂登城、大広間ニ於テ御対面、進上物アリ、語音通事ヲ以テテ相通事ス、礼儀ニハ幾度モ起居ス、白ク縮タル手拭ヲ以テ、度々唇ヲ拭フ、其長高ク、面赤ク、鼻隆シ、年齢六十餘ト見ニ、従者廿四五人アリ、何レモ年若シ、長卑ク、鼻隆シ、○そてろハ、1574 年ノ出生ナレバ、是年 40 歳ナリ、又日本語ニ通ゼシガ故ニ通ヲ用フル理ナシ、本文ニ、そてろト云フハ、司令官せばすちあん・びすかいのノ事ニシテ、浦賀ヨリ仙台ニ来リ、是日、初メテ政宗ニ対面セシナラン、欧文材料第二号ヲ参看スベシ、

(10 月 14 日) 九月壬戌小、朔日丙辰、南蛮人楚天呂登城ス、

(10 月 16 日) 六日辛酉、向井将監ヨリ、書状、並びニ黒船御祈祷ノ御守札進セラル、黒船ハ南蛮へ相渡サル船ナリ、

(10 月 28 日) 十五日庚午、此日南蛮国へ渡サル黒船、牡鹿郡月浦ヨリ発ス、支倉六右衛門常長、並ニ今泉令史、松木忠作、西九助、田中太郎衛門、内藤半十郎、其外久右衛門、内蔵丞、主殿、吉内久次、金蔵以上六人、氏不知、ト云者差遣サル、向井将監殿家人十人計リ、南蛮人四十人計リ、都合百八十餘人、其外商売人等、共ニ同船ニ乗ル、船中ニ商売荷物数百個積メリ、此時、数年本朝ニ逗留セシ楚天呂モ帰国ス、公方ヨリモ、御具足御屏風等、御進物トシテ、彼国へ遣サルト云々、船ヲ渡サル事、去年彼国ヨリ書信ヲ本朝ニ通ス、因テ大神君ヨリ、御返書ヲ以テ、商船ノ来ヲ許サル、此故ニ公、向井将監殿ト相議セラレ、去る比ヨリ黒船ヲ造ラシメララル、其材木、杉板ハ氣仙東山ヨリ伐出シ、曲木ハ片濱通り磐井、江刺ヨリ採ル、公義大工興十郎、及ヒ水手頭鹿之助、城之助兩人ヲ、将監殿ヨリ差下サレ、彼船ヲ造ル、秋保刑部頼重、河東田縫殿親顯兩人、奉行シテ、頃日成就ス、右船、横五間半、長十八間、高十四間一



尺五寸アリ、帆柱十六間三尺、松ノ木ナリ、又弥帆柱モ同木ニテ造ル、九間一尺五寸アリ、今度、公、南蛮へ船ヲ渡サル事、其地ノ様子ヲ檢察セレメ、上意ヲ経テ、攻取り玉フベキ御内存ナリト云々、

貞山氏記録ニ八月十五日出船ト記セリ、誤リナリ、○下略

22p

3) [セバスチャン・ビスカイノ金銀島探検報告] 欧文材料第二号翻訳

第十二章

日本に着したる事(註：金銀島探検から帰着した)、並に同国を去るまでに起りし事

司令官は、皇帝の江戸に在りしことを聞きて、同所に至り、之に謁見し、その救助を求めんと欲せしが、5ヶ月間滞在し、或は贈物を呈し、或は願書を呈し、皇帝が狩獵に出でし時、その途に出で。又はその休憩所に至り、困難と寒氣とに耐へて、大に尽力したるに拘らず、曾て皇帝と会談することを得ず、顧問官等之を妨害せしによりて、其の請願書は、曾て皇帝の手許に達せざりき、是れ当初の協約と一致せざるところなり、而して事の此所に至りしは、顧問官等の責任にあらずして、その派の勢力大なるが故に、今はその名を言はざる一人の宣教師が、皇帝に覚書を呈して、司令官は6000ペソを借り入れ、新イスパニヤに於て、之を返済せんと、申出たる由なれども、司令官は之について、曾て総督又は国王の命を受けたることなく、又自ら之を又支払ふ実力なきが故に、その支払いの確否は疑ふべし、彼も他の宣教師等も、その支払の責任を帯ぶる能はずといひしによれり、之に因て日本人は貸借に係せざるに至り、・・・又本報告に記し難き多くの事を云ひしが故にして、イスパニヤ人等は、之が為めに失望して金を貸すことを中止せり、

司令官はこの失敗を見、又その部下が皆負債を有し、飢渴の為め、ほとんど死に瀕ぜしに、海陸共に去る途なきを見て、その部下を集め、・・・その襦衣^{はだぎ}に至るまでも売払ひ、又商品

を有するものは、悉く之を貸すことを奨励し、司令官、先づ・・・自己の所有品、寝台の布団、並に一人の黒奴を出して、江戸に携へ行き、之を廉売して、・・・仍てこの金額を以て

借財を払ひ、サン・フランシスコ号を修理して、異教徒の地を離れ、假令水とコメとを以てするも、新イスパニヤに航行することに決したり、翌日江戸に携へ行かんが為めに、品物を請求するに及びて、多くは之を断はり、中には之を隠し、又は窃に売りと逃亡瀬下ありき、然れども・・・裁判権を執行するに必要な力なかりしかば、之を不問に付することゝし、・・・イスパニヤ人及び日本人の商品の船積を引受け、その運賃を以て、途中の諸費を弁ずることゝしたり、

然るに、イスパニヤ人は、積荷を欲せず、日本人中には商品の搭載を託し、賃金を支払はんとせしものもありしが、茲に又悪魔、同派の宣教師の姿にて出現せり、該当宣教師は同派の宗務取締の信用を失ひ、その許可なくして、新イスパニヤに赴かんと欲せしが、司令官の船に便乗する望なかりしかば、彼が通訳として、日本人に親しかりしを利用して、新イスパニヤに行く為めに、船を造るべきことを、日本人に勧めたり、此事の詳細は、爰に述ぶる能は

ず、此事について、司令官は、国王陛下、及び総督に、別の報告書○欧文材料第 45 号第 49 号逐看を呈すべし、右の次第にて、商品を購入するものなく、又一箱の積荷を出すものもなかりき、

司令官は当国を去らんと欲すれども、その途なく、部下皆失望せしを見て、**憂慮のあまり病気に罹り、漸次重きを加へたり、国王政宗之を聞きて、人を遣はし、自ら船を造らんと欲し、既に木材を伐採せしめたるが故に、司令官、及びその部下をして、その船によりて渡航せしむべく、委細の条件は、その家臣と商議せんことを望む旨を通ぜり、司令官は、直ちに部下を会して、此の如き好機会に際して、如何なる処置に出づべきかを議したるに、皆直ちに之を諾し、機を失するなからんことを望めり、政宗の家臣等は甚だ陋劣にして、種々争論をなしたる上、遂に次の契約を定めたり、**

契約

- 一 船の建造、艀装、及び本年新イスパニヤに渡航するについての必要品一切の供給は、**政宗之を負担し、イスパニヤ国王は、何等の支出をもなさざること、**
- 一 航海士及び船の吏員共 26 人の俸給は、アカプルコ港に到着するまで、政宗より従来の額を給すること、但し司令官、警吏、水槽看守人、医員(*general y alguacil real y del agua, y cirujano*、註：“*alguacil del agua*”は「船中の飲料水の管理者」)その他 3-4 人はイスパニヤの官吏なれば、その俸給はイスパニヤ国王より支給すること、
- 一 右船員の中、航海士長(*piloto mayor*)及び船大工に各 50 両(註：原文は「タエル(*tael*)」としている)、船大工助手(*acompañante*)に 40 両(註：タエル)、其の他の吏員(*oficial*)に 30(両)、水夫に 25(両)、雑役夫(*grumete*、註：見習い水夫)に 15(両)を、即時に、その俸給の内より給与すること、
- 一 船の建造地に近き仙台に至る陸路 240 レグア(註：1337 km)餘の旅行中の食料は、政宗之を以て支給し、又馬匹を供給すること、
- 一 イスパニヤ人の所有品を、船の建造地まで送るために、船を無賃にて供給すること、
- 一 フィリピン諸島に於てなすが如く、船員には、関税、又は運賃を課することなくして、商品の積み込みを許すこと、
- 一 イスパニヤ人も、日本人も、**皆司令官の指揮を受くべきこと、**
- 一 俸給を受けざる乗組人(*las personas que no van en salario*)に対しても、乗船の日よりアカプルコ港に到着する日まで食料を給すること、
- 一 日本人の渡航については、新イスパニヤの総督の許可なきが故に、少数の日本人を事務員(*factores*)として渡航せしめ、又船員不足なるが故に、雑役夫(*grumete*、註：見習い水夫)数人を備入るゝこと、

右は、司令官と政宗の家臣との間の契約なり、

司令官が此の契約をなしゝは、サン・フランシスコ号は古くして破損せるが故に、到底航海に堪へずと思惟せしによるものにして、又これによりて俸給、食料、其の他の諸費を省き、陛下の利益を計りしなり、

司令官が、此の契約を結ぶについて、少なしく躊躇せしは、前に云ひし宣教師がイスパニヤ渡航を希望し、この事に関して仲介者となり、又彼自身の野心をも充たす為めに、日本人に或る事件を約せしことなり(advertía algunas cosas a los japoneses para darles a entender que hacia algo y atraerles a su voluntad para que le ayudasen a su pretensión、註：彼(ソテロ)の意図する所を手伝わせるため、そして彼の意の在ることを理解させ、彼の思うように彼等の気を引くために、日本人達に或る事々を気付かせた)

右契約の条項は、当初は確に履行されたり、司令官及びその部下は、奥州に向ひて出発し、**10月27に至るまで、造船及び渡航準備に尽力せり**、この間日本人は前に述べし如く、世界中最も悪しき人間なれば、之を遇するに甚だ困難を感じたり、

船に積みたる食料品は、航海の半ばの供給に足らず、又船員の待遇甚だ悪しきことも少なからざりしが、司令官は更に大なる不幸の生ぜんことを恐れて沈黙せり、これ皆前記の宣教師の為ししところなり、而して彼は好む丈の日本人を船に乗せて、自ら司令官を以て任じたり、司令官は多少尽力したれども、**到底之を改むること能はざるを見、終に船客として乗り込みたり**、若し然らずんば、日本人は前に言へる如きものなれば、之を殺したるやも知れざりしなり、

我等は遂にこの日○10月27日ナリ、出帆し、海上天候静穏なりしかば、再び金銀島の探検をなし、之を発見する能はざりき、其後少なしく暴風に遭遇せりしが、12月26日メンドシノ岬付近の陸地を認め、天候また平穏に復し、サカトラに入港せり、同地より閣下にこの報告を呈す、

・・・1614年1月22日、該船に於て、之を原文と対校し、その相違なき事を認めたり、右確実なることを證する為め、茲に予が名を署し、華印を付す、

公証人フランシスコ・ブルギリョ

30p

4)〔西班牙国シマンカス文書館文書〕欧文材料第三号翻訳

フライ・ルイス・ソテロよりイスパニヤ王に上がりし書

陛下

耶蘇、陛下と共にありて、その愛を加へられんことを祈る、本書を上るものは、陛下の臣民中最少にして、又サン・フランシスコ跣足派の最も賤しき僧侶なるが、靈魂の幸福と、異教徒の教化とを熱望して、日本に赴かんと欲し、**1599年イスパニヤを発せり**、而して新イスパニヤに至り、・・・殆んど2年間同地の留り、次でフィリピン諸島に渡り、彼の地に常住する日本人の宣教に従事し、遂に機を得て、日本に渡れり、日本に於いては、**短日月の間に、その言語を習得し**、基督教徒及び異教徒なる土人に容れられたるのみならず、又王侯に識られ、皇帝及びその子の寵遇を受くるに至れり、・・・又^{かね}豫てこの交通を新イスパニヤにも及ぼさんことを望みしが、陛下の船の一つが彼国の海岸に於て難破せし(註：サン・フランシスコ号の千葉の岩和田での難船)が為め、好機会を得たり、この船には・・・ドン・ロドリゴ・デ・ビベロ乗船し居たりしかば、同人に向ひ、右の希望を述べ、共同意を得たり、・・・

このことを皇帝に建議することに決したり、・・・皇帝の許に至り、交渉せしに、皇帝は豫て希望せしことなりしかば、^{ただ}帝に喜びて要求を容れたるのみならず、その使者となりて、陛下(註：フェリペ3世)と交渉すべきことを臣(註：ソテロ)に命じ、・・・皇帝がドン・ロドリゴの一行を送還する用に供したる船(註：ブエナベンツウラ号)に乗り組まんとせしが、病の為め之を果す能わざりき、船は直に新イスパニヤに派遣する必要ありしが、故に、パードレ・フライ・アロンソ・ムニョスをして、此任に当らしめたり、・・・その後陛下の返答来らざるを見、又臣の健康回復せしを見て、皇帝とその子は、当初の関係を思ひ、臣を以て陛下の返答を求めしめんことを希望せり、1612年、マウリチウス伯の使命を帯びたるオランダ人来り、外国の書は、臣等に翻訳を托する例なれども、此度は然らざりしかば(註：アダムスが通訳)、その書翰を見るを得ざりしも、皇帝の羈^き下、並に全国にての評判によれば、陛下、並にその領土、及び臣民の害となるべきことを要求し、又提供するものなりしが故に、臣は極力之に反対せり、・・・1613年將に出発せんとせし際(註：サン・ファン・バプチスタ号に乗船し)、イギリス人(註：1613年6月12日：慶長18年5月5日に、クローブ号で平戸に到着したジョン・セーリス船長)、その王の使命を帯び、盛なる儀式を整へて来り、臣はイギリスの大使を訪問し、その胸中を知らんと試みたれども、彼は之を蔽ひて語る所な^きかざりき。而して臣は乗船の為め、港に至り、謁見の当日羈^き下にあらざりしかば、その要求を知る能はざりしが、海の司令官○船奉行ヲ云ふ、(註：向井将監)の通知によれば、英人はその希望せし返答を得ずして去り(註：これは向井将監がソテロの気持ちを挫かないようにする嘘で、実際には慶長18年8月28日付けの家康より通商特許状を受け取った)、皇帝及びその子は、陛下との親交を最も希望する由なりき、

右の外別に好機会発生せり、今茲に之を陳ずべし、日本の諸王中最も強大なるもの一人にして、その子女と、皇帝の子女と婚姻せる奥州の王は、我が神聖なる宗教を聞き、甚だ之を好み、・・・法王と陛下とに使節を派して、諸人を基督教徒たらしめんとする己の希望を達せん為め、その助力を求むることに決して、陛下の利益となるべき条件を提供せり、・・・大使(註：支倉常長)は、その国に於て、身分あり、又真摯なる人なることは、陛下親しく叡覧せらるべし、・・・セビーヤその他各地に於て、之に名誉の待遇を與へ、・・・その請願を重要視せらるゝことを謹請す、臣がこの言を為すは、新イスパニヤに於ては、この使節に対して、相当なる待遇をなさず、イスパニヤに於て、十分の待遇をなすことを約せしが故なり、奥州の王は、その地に赴きたるイスパニヤ人に対し、陛下の如き強大なる君の臣民なるを以て、常に名誉の待遇を與へたり、此の如き事情あるに、右の如き待遇をなすことの不当なるは明かなり、メキシコに於て、待遇良からざりしは、フィリピンの商人、及び関係者が、私益の為め、日本との交通開けざらんことを欲して、しきりに妨害を試みたるが為めなることは、已に陛下の了知せらるゝところなるべし、神が教会の保護者たる陛下の壽(?)を加へられんことを祈る、

1614年10月1日、海上 サン・ホセフ号内に於て
フライ・ルイス・ソテロ(自署)

5) [アマチ編伊達政宗遣使録] 欧文材料第4号抄訳

第十六章

使節の一行アカプルコ港に着し、イスパニヤ人より盛なる歓迎を受けし事

アカプルコに於ては、壮麗なる船の入港するを見、又基督教徒の聖父法王、並に、イスパニヤ国王陛下への使節、之に乗り込めることを聞き、同港の司法、及び行政の官吏は、出来る丈けの歓待を盡すべきことを決せり、**船は海岸に近づくに及び、多くの祝砲を放ちて**、平和の意を示し、港よりは**大砲を發し、**・・・一行の上陸するに及びて、盛なる儀式を備へ、喇叭及び太鼓を以て之を迎へ、離宮に宿泊せしめ、闘牛その他の催をなして、**歓迎の意を表せしにより、使節の一行は大に喜べり、**・・・而して多数の馬を着けたる馬車を以て、使節一行をメキシコに送れり、

一 陛下が国益と貿易の便宜との為め、全領土に於て務めらるゝところは、商品の輸出入に際して、**金銀の流出を防ぐこと**なり、然るに現在、支那の貿易に於ては、金銀多く国外に流出す、日本の貿易に於ては、之に反し、金銀貨は1レアルたりとも流出することなく、将来も亦然るべし、その理由の一つは、彼の国に於ては、金銀多くして、**その求むるところは、彼の地に欠乏せる商品のみなること**なり、・・・支那の商品は日本を経て新イスパニヤに輸入せしめ、その売上高は、**銀貨にて(註：日本に)持ち帰らず**、羅紗、粗羅紗、カルサイ、ベルベトアン、(註：その他各種の織物類が挙げられている)、葡萄酒、乾葡萄、アメンドー(註：アーモンド)薬種類、鏡、製革、其の他フランドル地方の珍奇なる品を携へ(註：日本に)帰らしむべし、・・・右の商品は、日本に於ては、多くの価格を有するを以て、この貿易に従事する商人は、日本に於て販売して、二重の利益を得べし、・・・イスパニヤの税関に於ては、**輸出税の収入を増加し、新イスパニヤに於ては、売買盛なるが為め、国庫の収入を増加すべし、**・・・若しこの如く、陛下及び、其領国の為め、利益大なれども、之を許すこと能はず、依然マニラと新イスパニヤとの貿易を継続すべしとするも、日本との貿易は、之に対して、少しの害をも及ばすことなからん、

右は国家の利益を主として、立論したれども、この外に神の為、及び、基督教に帰依せんとする多くの靈魂の幸福の為にも、この貿易は大に利あり、左に之を述べし、

第一 耶蘇会の宣教師、及びポルトガル人等が初めて日本に入りし以来、80年の間、基督教は屢々烈しき迫害を蒙りたりと雖も、日本の諸侯は貿易の好餌に引き留められて、曾て全く宣教師等を国外に放逐したることなく、福音の種は常に残りて、直ちにその損失を回復し、前にも増したる・・・然れども、貿易の為にあらずんば、基督教は、全日本より放逐せられたらんこと、疑なし、・・・

第二 次に此度奥州の伊達政宗が派遣せる使節について、一言せんとす、彼は日本の諸王中最も強大にして・・・この王は我が聖教を聴き、心霊の永久な救済の為めのみならず、国の善政、平和、及び永続の唯一なる真の道なることを知りて、聖教がその国内に普く宣伝せら

れ書人が基督教徒とならんことを欲して、船を造り、威厳ある人を選び、・・・

王が使者を派遣して、陛下に要求するところは、その領地は、ローマより遠くして、その船は、直接到着する能わざるが故に、サン・フランシスコ派の宣教師を、新イスパニヤまで送られんことなり、然れば、同地まで使者を遣はして彼等を迎へ、その領地に於て神の聖道を伝へしめ、・・・又イスパニヤの航海士、及び水夫を雇入れ、船は自費を以て、之を航海せしむべく、日本の商品を船に積み、之を売って航海の諸費を弁じ、若し余裕あらば、新イスパニヤの産物を買入れて、その家の用に供せん事を欲す、・・・

第三　・・・国王(註：政宗)が皇帝の承認なくして、その好まざる基督教の便宜を図るべき使節を私に派遣せるにより、或は皇帝(註：家康)の不快を買ひ、その態度に、変化を生じるが如きあらんかと懸念するものあれども、是ももとより、この使節に反対の理由とならず、左にその理由を開陳すべし、

第一　この船と、使節との派遣は、皇帝、その太子の関知する所にして、又その許可を得しものなり、現に新イスパニヤの総督に宛てたる書と、贈物とをこの船に託せしこと、及びパードレ・フライ・ルイス・ソテロをして、その使者となりて、この船に乗り込み、前使節に対する返答を求むることを命ぜしこと、並にパードレ・ソテロが江戸に於いて、神の道を説きたるが為め、他の基督教徒等と共に捕縛せられし時、政宗は之を使者として派遣する為め、その開放を求めしに、太子は他の基督教徒等を殺さしめたるに拘らず、直ちに彼を放免せしを以て。その証拠とすべし、

第二　政宗が、その使節を以て求むるところのものによりて、皇帝は、その望むところの、新イスパニヤとの交通貿易を開くことを得べきが故に、政宗の求めに応ずれば、一の石を以て二の鳥を殺すことを得べし、・・・過ぐる八月九月に江戸に於ては、太子基督教徒を迫害し、之を斬首せしに拘らず、・・・奥州に於ては多くの受洗者あり、又宣教師を迎ふる為めに、この船を造り、已に述べたる如く、太子も亦、之が為に、パードレ・ソテロに自由を與へたることによりて明なり、・・・

恐惶謹言、

慶長 18 年 9 月 4 日

三と・えばんぜりよの・ぼろごんしやの司様 (註：サント・エバンジェリーニョ・ボロゴニャ司教と考える)

66p

6)〔西班牙国セビーヤ市インド文書館文書〕欧文材料第八号翻訳

1614 年 5 月 22 日、メキシコ発、新イスパニヤ総督、グワダルカサル侯より、国王に上がりし書中の一節

三、日本の事情に関しては既に長文の報告書を上りしが、今その写を同封す、臣(註：グワダルカサル侯)は、日本の事情を詳かにするに従って、益々当地と開かんとする通商に関しては、特に熟考を要することを感じたり、・・・

大使(註：支倉常長)は、同行のサン・フランシスコ跣足派のフライ・ルイス・ソテロと共に、

本年の艦隊(註：スペイン・アメリカ間の年一往復の艦隊)によりて、其地に渡航すべし、臣の見る所にては、ソテロは実着なる人物にあらず、この使節に関し、多くの無用の運動を為したり、臣はベラクルスの官憲に、一行の渡航の便を図ることを命ぜり、蓋しこの一行に対しては、大なる歓迎をなさざりしと雖も、又相当の待遇をなすことを然るべしと、認めたればなり、

75p

7)〔西班牙国セビーヤ市インド文書館文書〕欧文材料第十二号翻訳

フライ・ルイス・ソテロよりセビーヤ市に送りし書

・・・大使は身分あり、威厳ある人にして、500 噸(トネラーダ)以上ある奥州の王の船に乗り、多数の護衛兵、及び従者を伴い来りしが、船は新イスパニヤに残し、費用を減ぜんが為めに、今は只 30 人のみを同伴せり、貴市は、予が故郷にして・・・

註：スペインの 1618 年の勅令において 500 トネラーダに最も近いトン数の船は 530 トネラーダの船で、これの主要寸法は次の如くである (なお、1 コード=55.73cm でメートルに換算する)：

・全長：56 コード、船首の突き出し：8 コード、船尾の突き出し：4 コード。

従って全長+船首尾の突き出し=56+8+4=68 コード=37.9m

・船幅：17 コード=9.5m

・主檣高さ=竜骨長 44 コード+2 コード=46 コード=25.6m

・前檣高さ=主檣高さ：46 コード-4 コード=42 コード=23.4m

サン・ファン・バプチスタ号の主要寸法は、1 間=京間* (=1.97m) とすると、

*渡辺信夫「三つの基礎的關係」、「よみがえった慶長使節船」平成 5 年、河北新報

・長(全長+船首尾突き出しと考える)：18 間=35.5m

・横(船幅と考える)：5.5 間=10.8m

・帆柱(主檣)：18 間 3 尺=36.49m

・弥帆柱(前檣)：9 間 1 尺 5 寸=18.2m

	530 トネラーダ船 a	サン・ファン・バプチスタ号 b	b-a
全長	37.9m	35.5m	-2.4m
船幅	9.5m	10.8m	+1.3m
主檣高さ	25.6m	36.5m	+10.9m
前檣高さ	23.4m	18.2m	-5.4m

・この比較に於いて全長と船幅は、種々の誤差を考えれば、極めて近い関係にあり、ソテロの報告の 500 トネラーダという大きさは、実際とまんざらかけ離れたものではなさそうである。また全長と船幅の関係も、若干幅広気味ではあるが、納得的である。

・サン・ファン・バプチスタ号の寸法で高：14 間 1 尺 5 寸=28.1m という数値があるが、スペイン船の場合高さは船底から第 1 甲板までの高さ(530 トネラーダの船の場合 8 コード

=4.5m)であり、サン・ファン・バプチスタ号の「高さ」は極めて高い数値で、何処を指しているのか分からない。

・ただ、帆柱は主檣と前檣ともに、現実的なものではなく、主檣はこの高では、船の全体的な安定性が極めて悪い。前檣は逆に低すぎ、主檣が本来あるべき高さであったとしても、波頭に突っ込み易いのではなかろうか。

終わり

4. 慶長洋式帆船に関連した年譜

2026年7月3日

山田義裕

1587年7月24日(天正15年6月19日)豊臣秀吉「伴天連追放令」を發布

1596年8月28日(文禄5年10月19日)スペインのサン・フェリペ号が四国の
土佐沖で台風のために漂着 (1596年12月16日に慶長と改元)

1597年2月5日(慶長元年12月19日) 日本26聖人の殉教

1600年4月19日*(慶長5年3月16日)ウィリアム・アダムスを乗せた蘭船リーフデ号が
豊後国臼杵の黒島に到着 (*当時英国では未だユリウス暦を使用して
おり、同暦では4月29日) リーフデ号はオランダのマヒュー艦隊の
1隻であったので、南米で捕虜となった船員が白状した艦隊の構成が
残されている。 図1：オランダのマヒュー艦隊の構成

船名 (英語訳)	トン数	大砲数	人員	司令官
ホープ Hoope (Hope)	500/600	28	130	ヤコブ・マヒュー Jacob Mahu
リーフデ Liefde (Charity)	300	26	110	シモン・デ・コルデス Simon de Cordes
ジェローフ Geloof (Faith)	320	18/20	109	ジェラルド・ファン・ビューニンゲン Gerard van Beuningen
トゥラー Trouw (Fidelity)	220	18	96	ジュリアン・ファン・ボックホルト Jurien van Bockholt
ブライド・ボースカップ Blijde Boodschap (Glad Tidings)	150	16	56	セバルド・アルデ・デ・ウェルト Sebald de Weert
合計			501	

トン数がスペインの規則によるものか、オランダの規則によるものかは不明

1605～6年頃(慶長10～11年頃) ウィリアム・アダムスが80トンほどの洋式帆船を徳川
家康の命令で伊東において建造。

1607年7月12日(慶長12年6月19日)江戸時代第一次朝鮮通信使(回答兼刷還使)が
三保の松原にて南蛮船を見学。

1607～8年頃(慶長12～13年頃) ウィリアム・アダムスが120トンほどの洋式帆船を
伊東において建造。

1609年(慶長14年) ウィリアム・アダムスが120トンの船で都(京都/伏見^{みやこ})から江戸へ航
海。

- 1609 年 9 月 30 日(慶長 14 年 9 月 3 日)メキシコへ向かう前マニラ総督ロドリゴ・デ・ビベロに乗せた(旧)サン・フランシスコ号が千葉の岩和田海岸で難破。
- 1610 年 ポルトガル人、イエズス会宣教師で日本語に通じ、秀吉と家康の信頼が厚かったジョアン・ロドリゲスがマカオに追放された(ウィリアム・アダムスが家康の信頼を得て通訳、相談役となる一因となった)
- 1610 年 8 月 1 日(慶長 15 年 6 月 13 日)ウィリアム・アダムス建造の 120 トンの船(船名サン・ベナベンツラ号)でロドリゴ・デ・ビベロに乗せて浦賀よりメキシコへ向けて出帆。
- 1610 年 10 月 27 日(慶長 15 年 9 月 11 日)サン・ベナベンツラ号は 2 ヶ月と 26 日の航海を経てカリフォルニアのマタンチェンに到着。
- 1611 年 3 月 22 日(慶長 16 年 2 月 2 日)家康が貸してくれたサン・ベナベンツラ号のお礼と金銀島探検のために、セバスチャン・ビスカイノがサン・フランシスコ号にてアカプルコを出帆。
- 1611 年 6 月 11 日(慶長 15 年 5 月 1 日)2 ヶ月と 20 日の航海を経てサン・フランシスコ号が浦賀に入港。
- 1611 年 6 月 17 日(慶長 16 年 5 月 7 日)ビスカイノは海路浦賀から江戸に移動。向井正綱と忠勝の父子が出迎え。(以下特記しない限り、ビスカイノ一行の行動。)
- 1611 年 6 月 22 日(慶長 16 年 5 月 12 日)秀忠に謁見。その帰路ビスカイノがサン・フランシスコ会の僧庵を訪ねる途中で、伊達政宗が 2000 人の兵士及び騎馬隊を引き連れて、ビスカイノを待ち受け、挨拶をする。
- 1611 年 6 月 30 日(慶長 16 年 5 月 20 日)駿府において家康に拝謁し、太平洋沿岸の港湾測量と船の建造の許可を得る為、陸路、浦賀を出発。
- 1611 年 7 月 1 日(慶長 16 年 5 月 21 日)オランダ船ブラック号((Braalk : 獵犬、ヤコブ・ヘーセル船長)が平戸に来航。
- 1611 年 7 月 5 日(慶長 16 年 5 月 25 日)家康に謁見。要望の書類による提出を求められる(駿府滞在中に、要望書を作成)。家康の面前から退出後、同行のルイス・ソテロを含む神父等が残って家康と懇談。
- 1611 年 7 月 11 日(慶長 16 年 6 月 2 日)要望書について、家康の家臣との打ち合わせを終え、全項目に対する回答は後日とするが、測量の許可の返事は得る。
- 1611 年 7 月 16 日(慶長 16 年 6 月 7 日)駿府を出発。
- 1611 年 7 月 20 日(慶長 16 年 6 月 11 日)浦賀に帰着。100 トネラーダ以下の容積の船の建造を日本人と交渉するが、高値(8000 タイス)を言われ、建造をあきらめ、乗船サン・フランシスコ号を修理して使用することを決定する。
- 1611 年 8 月 17 日(慶長 16 年 7 月 9 日)蘭船の船長ヤコブ・ヘーセルと蘭平戸商館長ジャック・スペックが駿府にて家康に拝越。
- 1611 年 8 月 25 日(慶長 16 年 7 月 18 日)蘭船ブラック号乗員のオランダ人 2 人がアダム

スの仲介によってビスカイノに面会を求めるが果たさず。

1611 年 10 月 6 日(慶長 16 年 9 月 1 日)(新)サン・フランシスコ号にて、奥州の港湾測量のため浦賀を出航。沿岸の諸侯に対する秀忠の朱印状 10 通を向井将監経由で入手するため江戸に滞在。

1611 年 10 月 22 日(慶長 16 年 9 月 17 日)江戸を陸路出立。

1611 年 11 月 1 日(慶長 16 年 9 月 27 日)会津若松にて蒲生秀行と会食。その前月 21 日の会津大地震の惨事が話題となる。

1611 年 11 月 4 日(慶長 16 年 9 月 30 日)米沢にて上杉景勝に挨拶をしようとするが、ビスカイノ一行は秀忠の肝いりのため、愉快ならずとの由にて面会出来ず。

1611 年 11 月 8 日(慶長 16 年 10 月 4 日)仙台に到着。

1611 年 11 月 10 日(慶長 16 年 10 月 6 日)伊達政宗に面会し鄭重に扱われる。政宗はフィリピン及び新イスパニヤとの交易を望む旨を表明。ビスカイノはソテロを政宗の領内に招聘し、布教をさせていることを賞賛。

1611 年 11 月 15 日(慶長 16 年 10 月 11 日)政宗の奉行 2 人(註：秋保頼重・刑部と河東田親頭・縫殿ではないようである。)と護衛を伴って塩釜に至る。

1611 年 11 月 16 日(慶長 16 年 10 月 12 日)塩釜より乗船し(サン・フランシスコ号は破損して使えず、政宗が用意した関船の類の和船 3 隻と考える)松島で 1 泊し、17 日に瑞巖寺にて仏教の僧侶と交歓。

1611 年 11 月 20 日(慶長 16 年 10 月 16 日)小竹、月浦等を測量して、大原に宿泊。この夜、ビスカイノからの逐次の報告を喜び、発見された適当な港湾が日西両国によって使われることを喜ぶ旨の政宗の書状 2 通を受け取る。

1611 年 11 月 23 日(慶長 16 年 10 月 19 日)雄勝に到着。最良の港であると称賛。この時 10km 程離れた所で狩をしていた政宗は、この報告を受けて喜ぶ。政宗の狩りのために多くの住民が使われて、ビスカイノ一行の次行程への準備が滞り、この地の出発は 25 日となる。

1611 年 11 月 27 日(慶長 16 年 10 月 23 日)海路と陸路とを経て、気仙沼に到着。

1611 年 12 月 2 日(慶長 16 年 10 月 28 日)海路越喜来の村に到着すると、住民が山に逃げのを見る。大地震が起こり、津波が生じ、その大惨事を目にする。ビスカイノ一行の 3 隻の内 2 隻が沈没。

1611 年 12 月 4 日(慶長 16 年 10 月 30 日)北緯 40 度を測り、この先は南部と松前の 2 国になり、30 日程で本土の北端に至ると想定、また冬が近づいていること、此処までの測量探査旅行によって、メキシコへの航路にとって必要な位置に適当な港湾を見つけたことにより、仙台へ引き返すことに決定。

1611 年 12 月 8 日(慶長 16 年 11 月 3 日)政宗に会うために急いで仙台に帰ったが、家康に会うために既に江戸へ出発済みであった。政宗は、家臣に、船を造り、新イスパニヤ総督に派遣すること、領地内で基督教を広めることを欲するとビス

カイノに伝えるように言い残していた。

1611 年 12 月 16 日(慶長 16 年 11 月 11 日)江戸へ向けて仙台を出発。

1611 年 12 月 30 日(慶長 16 年 11 月 25 日)江戸に到着。

1612 年 1 月 2 日(慶長 16 年 11 月 30 日) 江戸に居た政宗はビスカイノに会うべく、江戸屋敷に招く。この席でソテロに最大の敬意を、同時にビスカイノも同様に扱い、家臣一同スペイン人に対する異例の扱いに驚く。政宗は平身低頭しなければ彼の前には出られない身分の低いキリシタンの家臣(支倉常長と思われる)をこの席に同席させるという「極端な事」をして家臣達は驚嘆した。

1612 年 1 月 3 日(慶長 16 年 12 月 1 日)江戸を出発、翌日浦賀に到着。

1612 年(1 月?) 家康がスペインとの通商を求め、ルイス・ソテロを使者として派遣するために洋式帆船(サン・セバスチャン号)の建造を命じる。

1612 年 1 月～3 月(慶長 16 年 12 月～慶長 17 年 2 月)

*ビスカイノは、前記の船を建造するために大量の木材を伐り始めたのを見た(何処で?)が、寒気激しく、何事も緩慢である、と報告書に記載。

*ビスカイノの航海の主要目的が金銀島の発見であることを、英人アダムスとオランダ人が家康と秀忠に告げ口したため、露見してしまったので、これ以上隠すことはせず、此の事を告げ、航海に日本人も参加するように求めた。家康が重要とするのは、貿易のこと以外に無いと、報告書に記載。

*註：以上の報告事項の後に、江戸のサン・フランシスコ派の修道院と僧院が江戸の町の拡張のために基督教の四旬節(3 月 7 日～4 月 21 日)の間に取り壊されたという記述があるので、上記の報告事項の内容はそれ以前の 1 月～3 月のことと推測した。

1612 年 5 月 1 日(慶長 17 年 4 月 1 日)浦賀から長崎迄の港湾を測量するために、浦賀を出航し、同日伊東に到着。同地で「日本人の船」を建造しているので、その工事状況を視察し、「スペイン国王を代表して、日本人に約束したこと(註：100 トネラーダ以下の容積)」がいかに実行されているかを見て確かめる目的。

「何故ならば、怠慢によって期限までに完成しない時に、航海ができなければ、その責任は建造している者達にあるからである」。そして「その良き状態にあることを発見」したが、「日本人と仕事をするとは、特に金銭の消費について困難である。彼等が為すべき事を、口頭と、書面で伝達して」、同地を出発。

1612 年 5 月 18 日(慶長 17 年 4 月 18 日)駿河に到着。家康に先に進むことと必要品(物と金銭)の支給の朱印状を請求(家康とは面会出来ていない)。同地を 21 日に出発。

1612 年 5 月 28 日(慶長 17 年 4 月 28 日)都^{みやこ}(京都)に到着。6 月 15 日まで滞在し、社寺と秀吉の墓を見学。

- 1612 年 6 月 16 日(慶長 17 年 5 月 18 日)伏見を通過して、大阪に到着。「大阪城に幽閉され、若くして肥満ゆえに身体を動かすこともままならぬ秀頼」の噂話を記す。11 キロ程離れた商業都市で海港の堺に行き、先行していた航海士ロレンソ・バスケスに合流。その後(註：日時不明) ^{みやこ}都(京都)に戻る。
- 1612 年 7 月 2 日(慶長 17 年 6 月 4 日)此の日まで ^{みやこ}都(京都)に滞在し、家康、秀忠、フェリペ 3 世に提出するために、全発見を 4 枚の図に書き終えた。
- 1612 年 7 月 9 日(慶長 17 年 6 月 11 日)駿河に到着。家康には会えず。ビスカイノは、その理由を、(1609 年のマドレ・デ・デウス号に端を発する一連のノッサ・セニョーラ・ダ・マドレ号事件、岡本大八事件等によって)家康がキリシタンに対して憤ているとの家臣達の説明を報告書に記している。
- 1612 年 7 月 16 日(慶長 17 年 6 月 18 日) 浦賀に帰着。そこで、糧食其の他は不十分であるが、船(註：「日本人の船」)が準備されていた(艀装中)。しかし、その糧食其の他の準備のため、そして部下の乗組員達の給与に使うつもりであった、売り上げた商品の代金の回収が終わっておらず、出発できないと判断。その後秀忠に掛け合うために江戸に行ったが、「彼は何事も父の裁可を得ずして行うことはなく」、家康の指示を待つように言われ、秀忠自身の回答書とメキシコ総督向けの進物を渡されたが、同回答書には「基督教の教えを喜ばず」と記されていた。所要資金を得る為に所持品を売ろうとしたが、売り尽くすことは出来なかった。(註：即ちサン・セバスチャン号の建造の代金、乗組員の給料を払えない)
- 1612 年 8 月 15 日(慶長 17 年 7 月 19 日) ビスカイノの報告書「売却は終わらなかったが一切を打ち捨て」。浦賀に帰着し、航海(金銀島の探索)に必要な準備を行う。
- 1612 年 9 月 11 日(慶長 17 年 8 月 16 日) ビスカイノの報告書「日本人の船は造船臺を下り、艀装中であつたので、同行出来るかどうかを見てみたが、彼等(日本人達であるが、具体的に誰を指すかは述べていない)が約束に反して船体を大きくしたこと、そして水夫と航海士が 10 人しかいないことによって、航海に耐えられない。家康の書翰と進物を受け取ったが、この書翰にも、約束と違って「キリシタンを喜ばず」とある。こうした事々があつたために、これより早く出立することが出来なかったという(註：台風の季節になってしまったことの)言い訳あり
- 1612 年 9 月 11 日(16 日とあるが誤りと考えられる、慶長 17 年 8 月 16 日)昼の 10 時頃十分の準備を整えて浦賀港を出航した。船舶司令官(向井将監)が自分の船で見送る。「日本人の船は未だ必要なる準備が整わないので残留し、準備を急いだが、船員が少なく、多くの者が欠けているので、本年航海をすることは覚束ない」
- 1612 年 9 月 25 日(慶長 17 年 8 月 30 日)海図上金銀島があるはずの緯度に達し、200 レグ

ア(註：約 1,100km)進んだ所で、緯度を減じて、北緯 34 度あたりを探し、10 月 12 日に至ったが、発見せず。

1612 年 10 月 3 日(慶長 17 年 9 月 9 日)家康の命令で建造された「日本人の船」サン・セバスチャン号がルイス・ソテロ及び、政宗がソテロに付けた二人の従僕(支倉常長?)を乗せて浦賀を出航したが、その直後に難破。

1612 年 10 月 18 日(慶長 17 年 9 月 24 日)台風に遭遇し、「我等の船((新)サン・フランシスコ号)は甚だ小さいので、半ば難破浸水し、動揺がひどく、波浪が高く、船は老朽化しているので、木材の破損したような音がして、前甲板の下が破損した。大櫓を切り倒し、各甲板上に在る物は総て海に投じた。5ヶ所に縛り綱(tortores)を施した。波浪は 11 日間引き続き高かったが、その後回復した。このような状態で((新)サン・フランシスコ号)はメキシコに向けて航海を継続すること(註：状態がよければ、このままメキシコに帰るつもりであったことが分かる)は不可能となったので、再び日本に到って、家康より資金を借り受けて、来年に航海することに決定し、浦賀又は我等に友情を示した政宗の領地を目指す。もしこの船を浦賀で修理していなかったならば、難破したに違いなかった。

1612 年 11 月 7 日(慶長 17 年 10 月 15 日)浦賀に到着。同所に於いて日本人の船サン・セバスチャン号は既に出帆し、スペイン人の命令を待たずに、日本人の意に任せて積荷をしたところ、陸を隔て 1 レグア(5.8km)の所で座礁してしまっていた(註：10 月 3 日)。日本人は始めてその過失を認めた。家康と秀忠に人を遣わして、金銀島の探索航海の顛末を報告させた。

1612 年 12 月中旬(慶長 17 年 11 月下旬)

*ビスカイノの報告書に、次のような不満と言訳が縷々述べられている：

*ソテロは、メキシコへの渡航の野心を果たすために、(新)サン・フランシスコ号に便乗させてもらう望みが無いので、日本人に船を新造することを勧め、策を弄した。

*そのために、ビスカイノの商品を買う者は無く、彼を訪れる日本人もいなくなった。資金調達のために、乗組員達に、所持品を売却することを提案したが、誰も応じなかった。また、船賃による収入を考えて。荷物の船積み日本人とスペイン人に提案したが、希望者はなかった。

*帰国の手段が無く、乗組員達が失望したのを見て遂には体調不良となる。

*これを聞いた政宗がビスカイノに人を送り、「船を造ろうとして、既に木材を伐採させたので、ビスカイノと船員をこの船で渡航させようと思い、家臣一人を派遣し、政宗の代わりに商談させたいので上手くやってほしい」と言ってきた。

*他に帰国の方策が無いとして、船員と合議し、この機を逃さないようにし

ようとの賛意を得て、「この日本国民は極めて陋劣なので、政宗の家臣等と談義して」、船の建造に当たっての協力の条件を契約の形として結ぶ。ソテロの仲介でなければ、もっと有利な条件で契約出来たはずである。

*船の建造は、ソテロがその日本人に入れ知恵をしたことによる。

1613 年 12 月下旬(慶長 17 年 12 月上旬) 「右契約によって約束したことはこれまでは確実に履行された。かくて、司令官(ビスカイノ)及び船員はその約束を果たすために奥州に向かって出発した。10 月 27 日(慶長 18 年 9 月 14 日)に至るまで造船及び艀装に従事した。「日本人は前に述べしが如く世界中最も悪しき者なれば、この間彼等を遇するに大なる困難を感じたり。」「日本人が自利を図り、契約違反をしていたが、司令官は更に大なる不幸を惹起することを恐れて沈黙した。これらの事は全て前記教師(ソテロ)の関知するところで、彼はその欲するところの日本人は全て(註：支倉常長一行、向井将監の部下)船に乗せ、自ら長官兼船長を任じて乗船し、司令官(ビスカイノ)はかなり努力をしたが、之を改めることは出来ず、遂に船客として乗船した。」

1613 年 3 月 22 日(慶長 18 年 2 月 1 日)政宗よりソテロ宛積荷の個数に関する書状

1613 年 4 月 29 日(慶長 18 年 3 月 10 日)政宗よりムカイ将監宛仙台に大工達を派遣してくれたことに掠る感謝状

1613 年 6 月 11 日(慶長 18 年 4 月 23 日)英船クローブ号にて船長ジョン・セーリス平戸に入港。(以下はセーリス著、村上堅固訳「日本渡航記」より)

1613 年 7 月 30 日(慶長 18 年 6 月 13 日) ビスカイノの部下達の何人かがビスカイノに反抗して逃げ出し、その内の 2 人が平戸のセーリスの元に来て、インドネシアのバンダムに連れて行ってほしいと頼んだが断った。

1613 年 9 月 21 日(慶長 18 年 8 月 7 日)江戸に来ていたセーリスは小舟で浦賀を精査しに行き、アダムスが売却の仲介をしていたスペインが所有している船((新)サン・フランシスコ号)の値段の交渉をした(アダムスと交渉したのか?)が、100 ポンドを要求し、値引きしなかったなので、高いと思ってやめた。

1613 年 10 月 28 日(慶長 18 年 9 月 15 日) サン・ファン・バプチスタ号出帆。その後、メキシコに着くまでに数回暴風に遭遇。

1613 年 12 月 19 日(慶長 18 年 11 月 8 日) 大久保忠隣がキリシタン追放のため、江戸から京都に向かう。

1614 年 1 月 25 日(慶長 18 年 12 月 16 日) サン・ファン・バプチスタ号、メンドシノ岬付近を通過

1614 年 1 月 28 日(慶長 18 年 12 月 19 日) サン・ファン・バプチスタ号、アカプルコ入港

1614 年 12 月 22 日(慶長 19 年 11 月 22 日) 大阪冬の陣終了(和議成立)。

サン・ファン・バプチスタ号の建造日程

1612 年 12 月中旬(慶長 17 年 10 月下旬)

- ・政宗、サン・セバスチャン号の座礁を知り、ソテロと相談し、遣欧使節船の建造を決心
- ・政宗、木材の伐採を開始
- ・政宗の家臣、ビスカイノと船建造の条件を交渉・契約

—— 1612 年 12 月下旬(慶長 17 年 11 月上旬)

- ・ビスカイノ一行仙台に向かう⇒建造の開始

6.5 ヶ月

1613 年 3 月 22 日(慶長 18 年 2 月 1 日)

- ・政宗、積荷の個数に関するソテロ宛書状

1613 年 4 月 29 日(慶長 18 年 3 月 10 日)

- ・政宗、向井将監に仙台に大工達を派遣してくれたことへの感謝状

—— 1613 年 7 月中旬(慶長 18 年 5 月下旬)

- ・進水、艀装開始

1.5 ヶ月

1613 年 8 月中旬(慶長 18 年 6 月下旬)

- ・バラスト積み,荷積み

—— 1613 年 10 月 28 日(慶長 18 年 9 月 15 日)

- ・サ・ファン・バプチスタ号出帆

建造開始から進水まで(船殻の建造)約 6.5 ヶ月、進水から完成まで(艀装)

約 1.5 ヶ月*、

以上合計 8 ヶ月

*「アマチ編伊達政宗遣使録 第 12 章」の「45 日間に竣工せり」の記述は艀装期間と考える。

5. 伊達政宗の慶長遣欧使節船 建造と船旅 Bibliography

山田義裕

順不同

主要原典

1. 東京帝国大学文科大学史料編纂掛編纂「大日本史料十二之三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二」、東京帝国大学蔵版、1909 年(明治 42 年)
 - ・ Scipione Amati, "Historia del Regno di Voxx del Gioapone", Roma, 1615
2. 村上直次郎訳註「ドン・ロドリコ日本見聞録、ビスカイノ金銀島探検報告」、奥川書房、1941 年(昭和 16 年)
 - ・ "Una Relación de Japón de 1614 sobre el viaje de Sebastián Vizcaíno", Edición de Brigit Tremml-Werner y Emilio Sola, El Archivo de la Frontera, 2013,
 - ・ Fuente: Legajo Manuscritos 3046, ff 83r-117v, Autor de la Fuente: Alonso Gascón de Cardona y Francisco Gordillo, Biblioteca Nacional de Madrid
3. 村上直次郎訳註「異国往復書翰集、増訂異国日記」島連太郎発行、明治 44 年
 - ・ 村上直次郎校註「異国日記抄」異国叢書、駿南社、1929 年
 - ・ 村上直次郎訳註「増訂異国日記抄、異国往復書翰集」、異国叢書、雄松堂、1966 年
 - ・ Emilio Sola, "Rodrigo de Vivero en la corte de los Tokugawa", Archivo de la Frontera, 2003
4. 島田ゆり子訳「ウィリアム・アダムスの手紙(訳)」相模英米文学 19 号-22 号、相模女子大学英米文学会、2002 年
 - ・ "Memorials of the Empire of Japan: in the XVI and XVII centuries", edited, with notes by Thomas Rundall, Hakluyt Society, London, 1850
5. 慶七松、若松實訳注、「海槎録 江戸時代第一次朝鮮通信使の記録」、日朝協会愛知県連合会、1985 年
6. 三浦浄心、「慶長見聞集 唐船作らしめ給ふ事」、江戸叢書 巻の弐」、江戸叢書刊行会編纂、大正 5 年、
7. ロレンソ・ペレス著、野間一正訳「ベアト・ルイス・ソテーロ伝」、東海大学出版会、1968 年
 - ・ Lorenzo Pérez, "Apostolado y martirio del Beato Luis Sotelo", Madrid, 1924
8. Cartas
 - ・ Carta del virrey Diego Fernández de Córdoba(サン・ファン・バプチスタ号の名前を含む) Archivo Genral de Indias(AGI) ES.4109, AGI/24, Mexico, 28, N.49
 - ・ Carta de fray Luis de Sotelo a la Ciudad de Sevilla(サン・ファン・バプチスタ号が 500 トネラーダを含む) ES.47161, Archivo General de Simancas AGS/EST, LEG, 256,245

9. 「伊達家慶長元和留控」、手写本、宮城県図書館 小西文庫 KN209/タ 2
10. 「伊達貞山公治家記録」、藩祖伊達政宗公顕彰会、1938 年(昭和 38 年)

一般図書、論文

11. Cayetano Hormaechea, Manuel Derqui, "Los Galeones Españoles del siglo XVII, Associació d' Amics del Museu Marítim de Barcelona, 2012
12. Pablo E. Pérez-Mallaína "Spain's Men of the Sea, daily Life on the Indies Fleets in the sixteenth Century", translated by Carla Rahn Phillips, John Hopkins University Press, 1998.
13. 石井謙治、「和船 II」、ものと人間の文化史、法政大学出版局、1995 年
14. 「よみがえった慶長使節船」、河北新報社、1993 年(平成 5 年)
15. 鈴木かほる、「徳川家康のスペイン外交」、新人物往来社、2010 年
16. 鈴木かほる、「史料が語る 向井水軍とその周辺」、新潮社、2014 年
17. 高橋美貴、「仙台藩の御林の社会史 三陸沿岸の森林と生活」、蕃山房、2016 年
18. 森 良和、「ウィリアム・アダムズと西洋船」、玉川大学教育学部紀要 第 17 号、2017 年
19. 山田義裕、「1587 年のスペインのナオ船」、海事史研究 第 70 号、日本海事史学会、2013 年
20. 山田義裕、「17 世紀初頭のスペインにおける造船の改革」、海事史研究 第 71 号、日本海事史学会、2014 年
21. 山田義裕、「16-17 世紀のスペイン船とその設計」私家本、国立国会図書館 NC54-R1 2016 年